

「経営の健全化のための計画」

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第5条)

平成14年8月

株式会社 岐阜銀行

岐阜銀行は、平成14年3月期に優先株式無配となったことにより、現在当行が提出している「経営の健全化のための計画」を今回提出する本計画に変更いたします。

なお、今後、計画に記載された事項について重大な変更が生じた場合や生じることが予想される場合は、遅滞なく金融庁に報告いたします。

目 次

・ 前提条件	
1. 金額・条件等	・・・ P 2
(1) 根拠	
(2) 発行金額、発行条件、商品性	
(3) 当該自己資本の活用方針	
2. 経営の合理化のための方策	・・・ P 7
(1) 優先株式無配について	
(2) 経営の現状及び見通し	
(3) 業務再構築のための方策	
3. 責任ある経営体制の確立のための方策	・・・ P 3 2
(1) 金融機関の社会性・公共性を踏まえた経営理念	
(2) 経営の意思決定プロセスと相互牽制体制	
(3) 自主的・積極的ディスクロージャー	
4. 配当等により利益の流出が行われないための方策等	・・・ P 3 7
(1) 基本的考え方	
(2) 配当、役員報酬、賞与についての考え方	
5. 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策	・・・ P 3 8
(1) 基本的考え方	
(2) 具体的な方策	
(3) 融資に対する取組み姿勢	
6. 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益を もってする消却、払戻し、償還又は返済に対応すること ができる財源を確保するための方策	・・・ P 4 2
(1) 消却、払戻し、償還又は返済についての考え方	
(2) 剰余金の推移	
7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確 保のための方策	・・・ P 4 3
(1) 各種リスク管理の状況	
(2) 資産運用に係る決裁権限の状況	
(3) 資産内容	
(4) 償却・引当方針	
(5) 評価損益の状況と今後の処理方針	
(6) 金融派生商品等取引動向	
8. 地域経済における位置づけ	・・・ P 6 1
(1) 地域の金融市場における融資比率等	
(2) 地域経済への貢献	

(図表)

1 - 1 . 収益動向及び計画	P 1 5
1 - 2 . 収益動向 (連結ベース)	P 1 7
2 . 自己資本比率の推移	P 1 8
6 . リストラ計画	P 2 7
7 . 子会社・関連会社一覧	P 2 9
8 . 経営諸会議・委員会の状況	P 3 5
1 0 . 貸出金の推移	P 4 1
1 2 . リスク管理の状況	P 4 6
1 3 . 法第 3 条第 2 項の措置後の財務内容	P 5 3
1 4 . リスク管理債権情報	P 5 4
1 5 . 不良債権処理状況	P 5 7
1 6 . 不良債権償却原資	P 5 8
1 8 . 評価損益総括表	P 5 9

・前提条件

(1) 平成14年3月期 金融・経済情勢

平成14年3月期のわが国経済は、デフレの進行等による先行き不透明感から、生産・消費とも減速傾向が強まりました。前半期においては、政策当局への期待感もあり株価が上昇する局面もありましたが総じて景況は低迷し、後半期においては、米国の同時多発テロの影響、国内の大型倒産など、デフレが一層進行する状況となりました。

金融面においては、景気の下支えを行うべく、公定歩合の引き下げや量的緩和等の一連の金融緩和策が実施され、その後も継続されております。

しかしながら、デフレの進行等による先行き不透明感から、経済活動には縮小傾向が見られ、資金需要は低調のまま推移しました。

(2) 金融・経済と金利等の予測

このような金融・経済環境を踏まえて、平成15年3月期は、金利は現行水準で推移するものと予想しております。

平成16年3月期になりますと、景気も底を打ち、金利は緩やかに上昇することを予想しております。

平成17年3月期以降につきましては、平成16年3月期の景気回復が持続的な回復に繋がり、金利は緩やかに上昇するものと予想しております。

為替および株価につきましては、不確定要素が多く予想が難しいため、平成14年3月末現在の相場を横這いとして予想しております。

(単位：円，%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期
金利	無担コール0/N	0.01	0.05	0.20	0.30
	10年国債	1.40	1.50	1.75	2.00
為替相場(円/ドル)		133	133	133	133
日経平均株価		11,000	11,000	11,000	11,000

- ・平成15年3月期以降の金利については、いずれも期中平均値であります。
- ・為替および日経平均株価については、平成14年3月末の水準を横這いとしております。

1. 金額・条件等

以下(1)・(2)の内容は、平成13年3月申請時点の記載内容と同様となっております。

(1) 根拠

当行は、以下の事由により金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下、早期健全化法)第7条に規定する全ての要件を充たすものと判断したことから、同法第4条第2項に基づき優先株式の引受を申請いたします。

イ. 「健全な自己資本の状況にある旨の区分」に該当すること

当行の自己資本比率は、平成12年3月末現在で6.78%、平成12年9月末現在で5.05%(いずれも国内基準・単体ベース)であることから、同法第2条第3項に定める「健全な自己資本の状況にある区分」に該当いたします。

ロ. 法定要件ならびに基準を充足すること

当行は、以下のとおり、同法第7条各項に定める各法定要件ならびに基準を充足しています。

(イ) 同法第7条第1項第1号

当行は、長引く景気低迷による取引先企業の業績悪化やバブル崩壊後の株価の低落傾向及び地価の継続的下落等により経営環境が悪化するなか、不良債権の処理を進めるとともに、平成11年9月に取引先715先に総額52億円の第三者割当増資を行い自己資本の充実を図ってまいりました。しかしながら、平成12年9月期中間決算において時価会計を採用した結果、一層の株価下落の影響を受けて自己資本を毀損し、自己資本比率は5.05%まで低下し、業界水準を下回る結果となりました。

今後とも、当地域の中小企業、個人に対して円滑かつ安定的な資金供給を果たしていくためには、更なる自己資本の増強に努める必要があると考えられ、当該要件を満たすものと考えております。

(ロ) 同法第7条第1項第2号

当行は、東海銀行(現UFJ銀行)による業務支援及び資本支援を受け、営業施策・事務管理等幅広い分野にわたって同行のノウハウを短期的・集中的に採り入れることにより、抜本的な見直しを行っており、今後の収益計画に基づいて優先株式の利益消却等を適宜実施することは可能であり、当該要件を充足するものと考えております。

(ハ) 同法第7条第1項第3号

当行は、これまでも人員削減等経営合理化に努めてまいりましたが、本計画においても「経営合理化のための方策」、「経営責任の明確化のための方策」、「株主責任の明確化のための方策」、及び「資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策」を策定し、全役職員がその達成に向けて全力を傾け、確実に履行いたします。

(ニ) 同法第7条第1項第4号

当行の自己資本比率は平成12年9月末現在5.05%であり、本号には該当しません。

(ホ) 同法第7条第1項第5号(ロ)

当行は、岐阜県、愛知県尾張地方、及び名古屋市における中小企業や個人のニーズに積極的に応えてまいり、地元地銀や信金との厳しい競争下でありながらも一定の役割を果たしており、今後とも当地における信用秩序の維持、健全な中小企業に対する資金供給の使命を負っているものと認識しております。

一方、岐阜県や愛知県の域内経済指標によれば、地域経済の先行きには予断を許さないものがあり、本号(ロ)に規定される信用供与の収縮に関わる状況を改善または回避するためには、自己資本の増強が不可欠であり、本号の要件を充足するものと考えております。

(2) 発行金額、発行条件、商品性

発行条件に関しましては、「個別金融機関において、普通株式の配当利回りは、優先株式の配当率以下とすることを原則とする。」とした金融再生委員会の考え方を踏まえ申請いたします。

イ. 発行金額

発行金額に関しましては、120億円を申請します。

ロ. 発行条件、商品性

(イ) 株式の種類

株式会社岐阜銀行第1回優先株式(以下「本優先株式」という)

(ロ) 発行株式数

無額面優先株式 30,000,000株

(ハ) 発行価額

1株につき400円

(ニ) 発行価額中資本に組入れない額

1株につき200円

(ホ) 発行方法

株式会社整理回収機構に直接全額割り当てる方法により発行する。

(ヘ) 払込期日

平成13年4月25日(水曜日)

(ト) 配当起算日

平成13年4月26日(木曜日)

(チ) 優先配当金

本優先株式1株につき4円84銭とする。ただし、平成13年4月26日から、平成14年3月31日の340日間に対する優先配当金については1株につき4円51銭とする(非累積型、非参加型)。

(リ) 優先中間配当金

本優先株式1株につき2円42銭とする。

(ヌ) 残余財産の分配額

普通株主に先立ち、1株につき400円

(ル) 消却

当行は、いつでも本優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ヲ) 議決権

なし(法令に別段の定めがあればこの限りではない)

(ワ) 新株引受権等

なし(法令に別段の定めがあればこの限りではない)

(カ) 普通株式への転換

あり

A. 転換を請求し得べき期間

平成14年3月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

B. 転換条件

次項の条件で当行の額面普通株式に転換することができる。

(A) 当初転換価額

当初転換価額は平成14年3月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の名古屋証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、当該平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が普通株式の額面金額または130円のいずれか高い金額を下回るときは、当該いずれか高い金額とする。

(B) 転換価額の修正

転換価額は、平成14年3月1日以降平成23年3月31日までの毎年3月1日に先立つ45日目に始まる30取引日の名古屋証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日

の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、当該平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が普通株式の額面金額または130円のいずれか高い金額を下回るときは、当該いずれか高い金額とする。

（C）転換価額の調整

転換価額は、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には次に定める算式により調整されるほか、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と合理的に判断する価額に変更される。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行の} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行の} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{1株当たりの時価} \\ \text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数} \end{array}}$$

（D）転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{r} \text{転換により発行} \\ \text{する普通株式数} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{本優先株主が転換を請求した本優先株式の発行価額総額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{転換価額} \end{array}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法の定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

転換により発行する普通株式の内容

当行額面普通株式（現在1株の額面金額50円）

転換請求受付場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号
日本証券代行株式会社

転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び優先株式の株券が転換請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

普通株式への一斉転換条項

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった本優先株式は、同期間の末日の翌日（以下一斉転換日という）をもって、本優先株式1株の払込金相当額を、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の名古屋証券取引所における当行の普通株式の普通取引の

毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、当該平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が普通株式の額面金額または130円のいずれか高い金額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。また、合併等により転換価格の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と合理的に判断する価額に変更される。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法の定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

優先順位

当行の発行する各種の優先株式の優先株主配当金及び優先中間配当金の支払い順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

上記各条項については、各種の法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。

（3）当該自己資本の活用方針

当行は、地域の中小企業と個人のお客様に円滑な資金供給を行なうため、13年4月に公的資金120億円の注入を受け、自己資本比率を大幅に改善し、盤石の経営基盤を整えました。これにより、今後の景気変動によるリスクに十分対応しつつ、当地域の中小企業および個人の取引先に円滑な資金供給を行い、地域金融機関としての責務を果たしていくために活用させていただく所存であります。

2. 経営の合理化のための方策

(1) 優先株式無配について

当行は、地域の中小企業・個人のお客様に円滑な資金供給を行なうために、平成13年4月に公的資金120億円の注入を受け、自己資本比率を大幅に改善し、盤石の経営基盤を整えました。平成14年3月期においては、業務純益25億円を確保し、申請時に策定した「経営の健全化のための計画」(以下「健全化計画」という)に掲げた収益力強化のためのビジネスモデルとリストラの実践により、着実に収益力の改善を果たしてまいりました。

しかしながら、株式市況の低迷、特に大手行の株価下落により保有株式等の減損処理は11億円となり、「健全化計画」における当期利益見込額6億円を上回ることとなりました。

これに加えて、当面想定される経済・経営環境等を踏まえ、平成14年3月期において貸出債権等に対する区分・引当をより厳格に見直しましたことから、不良債権処理損失額は51億円となり「健全化計画」における処理見込額16億円を上回ることとなりました。

この結果、平成13年度の当期最終利益は33億円の損失を計上することとなりました。

また、これに伴い、配当可能利益を確保することができず、平成13年度の優先株式の配当は、誠に遺憾ながら、見送りさせていただくことといたしましたが、経営責任を明確化するとともに、平成14年度以降は新たな「健全化計画」による業務再構築の達成ならびに優先株式の配当を確実なものとしてまいります。

当行は、平成13年度における優先株式の配当を見送りさせていただくこと、また、金融機関を取り巻く今後の環境変化を踏まえますと、平成14年度から着実な収益を確保し、自己資本の充実と優先株式の配当を確実に履行するために、柔軟でスピード感のある業務展開とコスト削減をさらに進め、業務再構築に向けて新たな経営改革を実行してまいります。

(2) 経営の現状及び見通し

イ. 平成14年3月期決算の概況

(イ) 金融・経済環境

平成14年3月期のわが国経済を顧みますと、デフレの進行等による先行き不透明感から、生産・消費とも減速傾向が強まりました。前半期においては、政策当局への期待感もあり株価が上昇する局面もありましたが総じて景況は低迷し、後半期においては、米国同時多発テロの影響、国内の大型倒産などにより、デフレが一層進行する状況となりました。

金融面においては、景気の下支えを行うべく、公定歩合の引き下げや量的緩和等の一連の金融緩和策が実施され、その後も継続されております。

当行の主たる営業地域内においても、個人貸出部門は住宅ローンを中心に堅調でありましたが中小企業向け貸出しなど企業部門は国内経済全体と同様の動きを示し、資金需要は低調であり、厳しい状況が続きました。

このような金融・経済情勢のもとで、当行は、金融機能・サービスの充実につとめ、役職員一体となって積極的な営業を展開するとともに、経営全般の合理化ならびに効率化に取り組んでまいりました。

しかしながら、株式市況の低迷、特に大手行の株価下落により保有株式等の減損処理を余儀なくされました。

これに加え、当面想定される経済・経営環境等を踏まえて、平成14年3月期において貸出債

権等に対する区分・引当をより厳格に見直しましたことから、不良債権処理損失額が増加いたしました結果、平成14年3月期の業績は次のとおりとなりました。

(口) 主要勘定

A. 預金

平成14年3月末の預金は、収益管理の強化に伴い一部高金利大口定期預金の受入れを抑制しましたこと、定期性預金のペイオフ解禁を睨んだ預金者の動向などにより、前年比319億円減少し、6,021億円となりました。

しかしながら、安定資金の確保を目的として、個人のお客さまのニーズに応えた商品を提供し預金吸収を積極的に展開しましたことで、個人預金は対前年比6億円増加いたしました。

B. 貸出金

一方、貸出金は、個人・中小企業のお客さまを中心に積極的な営業活動につとめましたが、景気の先行き不透明感が強く、地域内の事業資金の需要が低迷いたしました結果、前年比81億円減少し、5,042億円となりました。

このうち、中小企業向け貸出では、優良中小企業向け融資戦略商品「スペシャル・ファンド」と中小企業向け資金繰安定融資商品「経営安定化融資」とを重点的に推進いたしました。

結果、両商品合わせて367億円の期中取扱いとなりましたが、総じて資金需要が伸び悩み、中小企業向け貸出金残高全体としては前年比222億円減少し、3,146億円となりました。なお、不良債権のオフバランス化等を補正した実勢ベースでは、前年比213億円の減少であります。

また、個人ローン残高は、住宅ローン推進に注力いたしました結果、前年比148億円増加し、1,152億円となりました。

C. 有価証券

有価証券は、株式の運用を抑制しながら、リスクヘッジを前提に債券の効率的な運用を行いました結果、前年比135億円減少し、残高は976億円となりました。

(八) 収益状況

(単位：億円)

収 益	14年3月期	13年3月期	前年比
業務粗利益	144	120	+24
うち資金利益	129	133	4
うち役務取引等利益	2	2	0
経費	113	122	9
うち人件費	52	60	8
うち物件費	55	56	1
業務純益	25	9	+34
実質業務純益 1	30	2	+32
不良債権等処理額 2	57	93	36
一般貸倒引当金繰入額	5	7	2
不良債権処理損失額	51	86	35
株式関係損益	2	27	+29
経常利益	22	123	+101
当期利益	33	168	+135

1 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

2 不良債権等処理損失額 = 一般貸倒引当金繰入額 + 不良債権処理損失額

A. 業務粗利益

業務粗利益は、資金利益が前年比4億円減少いたしました。効率的な有価証券運用により、その他業務利益が前年比2.8億円増加しましたことを主因に、前年比2.4億円増加し、14.4億円となりました。

(以下、増減額、増減率、利回り等の増減は前年との比較を示しております)

(A) 資金損益

(貸出金)

貸出金平残は、景気の先行き不透明感が強く、事業資金などの需要が低迷しました結果、13.2億円減少し、5,095億円となりました。

一方、貸出金利回りは、改善につとめましたが、金融緩和策が継続され低金利局面が続きましたことから、0.18%低下し、2.44%となりました。

この結果、貸出金利息は1.2億円減少し、12.4億円となりました。

(有価証券)

有価証券平残は、適切なリスク管理下で運用を行いました結果、13.5億円減少して、1,070億円となりました。

一方、運用利回りは、効率的な運用につとめられた結果、0.26%上昇し1.65%となりました。

この結果、有価証券利息は1億円増加し、1.7億円となりました。

(預 金)

預金平残は、一部高金利大口定期預金の受入れを抑制したこと、定期性預金のペイオフ解禁を睨んだ預金者の動向などにより、444億円減少し、6,196億円となりました。

一方、預金利回りは、金融緩和策により低金利局面が続きましたため、0.13%低下し、0.18%となりました。この結果、預金利息は9億円減少し、11億円となりました。

以上により、資金利益は4億円減少して129億円となりました。

(B) 役務取引等利益

個人ローン残高の増加に伴い、信用保証料が増加しましたことなどから、役務取引等利益は0.8億円減少し、2億円となりました。

(C) その他業務利益

効率的な有価証券運用により、有価証券関係損益が28億円改善しましたことを主因に、その他業務利益は12億円となりました。

B. 経費

人件費は、退職金制度の変更に伴う退職金給付費用の減少と人員削減を主因に、8億円減少の52億円となりました。物件費は、店舗統廃合および後方事務の本部集中化などの効果により、1億円減少し55億円となりました。

結果、経費全体で9億円減少し、113億円となりました。

C. 業務純益

業務粗利益は増加し、経費を削減する一方、一般貸倒引当金を5億円繰入したことから、業務純益は34億円増加し25億円となりました。なお、一般貸倒引当金繰入前の業務純益(実質業務純益)は30億円であります。

D. 不良債権処理損失額

不良債権処理損失額は、当面の経済・環境等を踏まえて、貸出債権等に対する区分・引当をより厳格に見直しましたことから、51億円となりました。

E. 経常損益

経常損益は、住宅ローンを中心に小口融資への積極的な取組みと有価証券の効率的な運用による資金利益の増加ならびにリストラ策の徹底による経費の削減などにより、業務純益は25億円を確保したものの、不良債権処理損失額が多額に上ったため、22億円となりました。

F. 減損処理

株式市況の低迷、特に大手行の株価下落により、保有株式等の減損処理は11億円となりました。

G. 当期損益

以上の結果、当期損益は33億円となりました。

H. 自己資本比率

平成13年4月26日に優先株式(公的資金の導入)120億円を発行しましたことにより、当期損失の計上および時価会計導入による評価差額金(5億円)の影響もありましたが、自己資本比率は1.87%上昇し、7.32%となりました。

[自己資本比率(国内基準)の推移]

	12年3月期	13年3月期	14年3月期
単体ベース	6.78%	5.45%	7.32%

ロ. 今後の見通し

今後につきましては、本計画に記載する経営合理化策、収益向上策を徹底的に展開することにより、次のとおりの業績見通しを立てております。

(イ) 新たな経営改革の実施

A. 新たな経営合理化策

(A) 人員体制の見直し

人員数については、平成17年3月末の職員「701人体制」を前倒しで実施するとともに、今後、出向施策やアウトソーシングの活用その他、転身支援制度の導入により、削減スピードをさらに速め、今後2年間で169人の削減を行い、平成16年3月末には「658人体制」による少数精鋭体制の構築と人件費の大幅削減をはかってまいります。

(人)

職員数	14年3月末 実績	15年3月末 計画	16年3月末 計画	17年3月末 計画
当初健全化(A)	835	778	724	701
今回見直し(B)	827	680	658	658
(B) - (A)	8	98	66	43

(B) 店舗体制の見直し

店舗につきましては、お客様への金融サービス機能が低下しないようネットワーク機能を見直したうえで、平成14年度に3店舗、平成15年度に4店舗の統廃合を予定しており、平成16年3月末には営業店42ヶ店体制(出張所を除く)に整備してまいります。

(店)

支店数	14年3月末 実績	15年3月末 計画	16年3月末 計画	17年3月末 計画
当初健全化(A)	53	47	42	42
今回見直し(B)	49	46	42	42
(B) - (A)	4	1	0	0

(C) 取締役数の見直し

平成14年3月末現在、取締役は7名(監査役除く)となっておりますが、平成14年6月から、3名削減して4名体制(監査役除く)としております。

(D) 役員報酬・賞与等の見直し

役員賞与は引き続き支給いたしません。役員報酬はさらに減額することといたします。
また、役員退職慰労金については、平成14年6月は支給しないことといたしました。

(E) 人件費の見直し

人員削減を前倒しで実施するとともに、職員の給与等については、平成14年度と平成15年度の2年間は給与ファンドを大幅に削減するとともに、業務への貢献度に応じたメリハリのある新給与体系を構築し、成果主義を徹底してまいります。

(億円)

人件費	14年3月末 実績	15年3月末 計画	16年3月末 計画	17年3月末 計画
当初健全化(A)	52	48	45	43
今回見直し(B)	52	37	35	42
(B) - (A)	0	11	10	1

B. 新たな収益向上策

(A) 本部による融資体制の強化

不良債権のオフバランス化を計画的に進めるとともに、企業再生と不良債権処理を一層推進するため、取引先企業の経営改善に向けた取組みを支援する「経営支援チーム」および営業店に代わり延滞債権と不良債権を管理・回収する本部体制を整備・強化してまいります。

また、債権管理の強化や営業店の現物管理負担軽減を目的に、一般貸出債権書類の本部集中化を進めてまいります。これにより、リスク管理の向上と営業店が営業に集中できる体制を目指してまいります。

(B) 本部による営業体制の強化

営業店が効率的かつ迅速に効果を挙げる業務展開をするため、本部に設置している「住宅業者チーム」およびお客様の資産活用などに携わる「提案営業チーム」を増員強化するとともに、貸出基盤を拡充するため、UFJ銀行との連携を深めて、営業店の営業活動を支援してまいります。

(C) 営業店の営業体制の見直し

店舗統廃合の進展に伴い、ハブ&スポーク体制をより発展した営業体制にする必要があることから、営業店のエリア特性に応じて、店性格(事業取引推進店、個人取引推進店および一般店)を定め、店性格に相応しいサービスを提供できる渉外行員を配置する体制としてまいります。また、資産の有効活用などをお客様に提案する「提案営業チーム」の営業店サポートなどにより、お客様により満足いただける営業を展開してまいります。

(D) 保有株式のリスクの低減

安定的な収益を確保するために、期間収益を大きく左右する株式の保有目的を見直し、順次残高を圧縮するなど、収益変動要因の低減につとめてまいります。

C. 資産負債の見通し

現在の経済環境を考えると、貸出金については資金需要の低迷により大幅な増加は望めませんが、中小企業および個人のお客さまの資金ニーズにお応えできるよう、円滑な資金供給につとめてまいります。

貸出金平残計画につきましては、個人ローンを中心に増加が見込まれますが、事業融資は伸び悩むことが予想され、保守的に見込んでおります。平成16年度あたりから、景気も底を打ち、平成17年3月期の貸出金平残は増加に転じるものと見込んでおります。

一方、預金につきましては、お客さまのニーズにきめ細かくお応えしながら、安定資金の確保につとめてまいります。平成15年4月には流動性預金のペイオフ解禁となりますことから、平成16年3月期は保守的に見込んでおります。

[預貸金残高(平残)の見通し]

(億円、%)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期
貸出金	5,095	5,072	4,678	4,790
預金	6,196	6,082	5,669	5,815

D. 損益の見通し

収益につきましては、貸出金の適正利回りを確保して預貸損益の維持と効率的な有価証券運用を行うこと等により、業務粗利益を増加させてまいります。

一方、経費は、人員削減と給与体系の見直しにより人件費を削減するとともに、物件費についても一層切り込むことで、削減してまいります。

[資金利益と役務利益の見通し]

(億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期
資金利益	129	138	133	141
役務利益	2	2	3	3
合計	132	140	136	144

[経費の見通し]

(億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期
経費	113	102	100	99
うち人件費	52	37	35	42
うち物件費	55	58	59	52

15年3月期の不良債権処理損失額につきましては、倒産の発生、企業の業績低迷および担保の下落等の要因により、35億円程度を見込んでおります。

引き続き、企業再生につとめるとともに、回収促進等をスピードアップし、不良債権の圧縮をはかってまいります。

[不良債権処理損失額の見通し]

(億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期
不良債権処理損失額	51	35	19	20

以上の結果、今後の当期利益の見通しは、平成15年3月期は9億円、平成16年3月期は19億円、平成17年3月期は29億円を確保し、優先株式の配当を確実なものいたします。

[当期利益の見通し]

(億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期
当期利益	33	9	19	29

E. 自己資本比率の見通し

平成14年3月期の自己資本比率は7.32%となりましたが、今後の利益見通し等を勘案しますと、以下の見通しとなります。

[自己資本比率の見通し]

(億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期
自己資本比率	7.32%	7.52%	7.96%	8.50%

(図表 1 - 1) 収益動向及び計画

	13/3月期 実績	14/3月期 実績	15/3月期 計画	16/3月期 計画	17/3月期 計画
(規模)<資産、負債は平残、資本勘定は未残> (億円)					
総資産	7,067	6,651	6,637	6,080	6,210
貸出金	5,227	5,095	5,072	4,678	4,790
有価証券	1,205	1,070	1,349	1,183	1,183
特定取引資産	-	-	-	-	-
繰延税金資産<未残>	79	82	82	82	82
総負債	6,837	6,384	6,412	5,827	5,963
預金・NCD	6,640	6,196	6,082	5,669	5,815
債券	-	-	-	-	-
特定取引負債	-	-	-	-	-
繰延税金負債<未残>	-	-	-	-	-
再評価に係る繰延税金負債<未残>	6	6	2	2	2
資本勘定計	142	219	225	243	271
資本金	123	183	183	183	183
資本準備金	90	65	33	33	33
その他資本剰余金	-	-	-	-	-
利益準備金	-	-	-	0	0
剰余金	84	32	14	31	59
再評価差額金	8	8	3	3	3
その他有価証券評価差額金	4	5	7	7	7
自己株式	-	0	0	0	0
(収益)					
業務粗利益	120	144	144	141	149
資金運用収益	157	143	149	149	163
資金調達費用	23	13	11	15	21
役務取引等利益	2	2	2	3	3
特定取引利益	-	-	-	-	-
その他業務利益	16	12	3	5	5
国債等債券関係損()益	17	8	2	4	4
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	2	30	41	41	49
業務純益	9	25	38	40	49
一般貸倒引当金繰入額	7	5	3	1	-
経費	122	113	102	100	99
人件費	60	52	37	35	42
物件費	56	55	58	59	52
不良債権処理損失額	86	51	35	19	20
株式等関係損()益	27	2	1	0	0
株式等償却	-	0	3	-	-
経常利益	123	22	4	20	29
特別利益	0	1	7	0	0
特別損失	46	12	6	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	0
法人税等調整額	0	0	3	-	-
税引後当期利益	168	33	9	19	29

	13/3月期 実績	14/3月期 実績	15/3月期 計画	16/3月期 計画	17/3月期 計画
(配当) (億円、円、%)					
配当可能利益	-	-	5	20	43
配当金(中間配当を含む)	-	-	1	1	1
1株当たり配当金(普通株)	-	-	-	-	-
配当率(優先株<公的資金分>)	-	-	1.21	1.21	1.21
配当率(優先株<その他>)	-	-	-	-	-
配当性向	-	-	15.5	7.5	4.9
(経営指標) (%)					
資金運用利回(A)	2.29	2.19	2.27	2.47	2.65
貸出金利回(B)	2.62	2.44	2.36	2.56	2.77
有価証券利回	1.39	1.65	2.13	2.36	2.40
資金調達原価(C)	2.18	2.03	1.85	2.02	2.07
預金利回(含むNCD)(D)	0.31	0.18	0.15	0.24	0.34
経費率(E)	1.84	1.83	1.68	1.76	1.71
人件費率	0.90	0.84	0.62	0.63	0.72
物件費率	0.85	0.89	0.96	1.04	0.89
総資金利鞘(A)-(C)	0.11	0.16	0.41	0.45	0.58
預貸金利鞘(B)-(D)-(E)	0.47	0.42	0.52	0.55	0.72
非金利収入比率	11.37	10.08	4.09	5.64	5.35
ROE(一般貸引前業務純益/資本勘定<平残>)	1.42	11.53	18.84	17.67	19.30
ROA(一般貸引前業務純益/総資産<平残>)	0.04	0.46	0.63	0.68	0.80

(図表 1 - 2) 収益動向 (連結ベース)

	13/3月期 実績	14/3月期 実績	15/3月期 見込み
(規模) <未残> (億円)			
総資産	6,698	6,565	6,204
貸出金	5,114	5,027	4,903
有価証券	1,112	976	1,183
特定取引資産	-	-	-
繰延税金資産	79	82	82
少数株主持分	1	0	1
総負債	6,550	6,340	5,983
預金・NCD	6,337	6,016	5,811
債券	-	-	-
特定取引負債	-	-	-
繰延税金負債	-	-	-
再評価に係る繰延税金負債	6	5	3
資本勘定計	146	224	221
資本金	123	183	183
資本剰余金	90	65	33
利益剰余金	79	26	9
再評価差額金	8	8	3
その他有価証券評価差額金	4	5	7
為替換算調整勘定	-	-	-
自己株式	0	0	0

(収益) (億円)

経常収益	185	174	164
資金運用収益	157	144	149
役務取引等収益	14	12	11
特定取引収益	-	-	-
その他業務収益	6	12	3
その他経常収益	6	5	0
経常費用	304	196	160
資金調達費用	23	13	11
役務取引等費用	8	9	9
特定取引費用	-	-	-
その他業務費用	23	0	0
営業経費	142	113	102
その他経常費用	105	60	38
貸出金償却	2	0	-
貸倒引当金繰入額	65	56	38
一般貸倒引当金繰入額	7	5	3
個別貸倒引当金繰入額	58	50	35
経常利益	119	21	4
特別利益	1	1	6
特別損失	46	12	10
税金等調整前当期純利益	164	33	0
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
法人税等調整額	0	0	3
少数株主利益	0	0	0
当期純利益	164	32	4

(図表2)自己資本比率の推移(国内基準)

(単体)

(億円)

	13/3月期 実績	14/3月期 実績	15/3月期 計画	16/3月期 計画	17/3月期 計画
資本金	123	183	183	183	183
うち普通株式	123	123	123	123	123
うち優先株式(非累積型)	-	60	60	60	60
優先出資証券	-	-	-	-	-
資本準備金	90	65	33	33	33
利益準備金	-	-	0	0	0
その他有価証券の評価差損	-	5	7	7	7
任意積立金	70	-	-	-	-
次期繰越利益	154	32	12	29	57
その他	-	0	0	0	0
Tier 計	128	211	221	238	266
(うち税効果相当額)	(79)	(82)	(82)	(82)	(82)
優先株式(累積型)	-	-	-	-	-
優先出資証券	-	-	-	-	-
永久劣後債	-	-	-	-	-
永久劣後ローン	-	-	-	-	-
有価証券含み益	-	-	-	-	-
土地再評価益	6	6	2	2	2
貸倒引当金	23	23	23	23	23
その他	-	-	-	-	-
Upper Tier 計	29	30	26	26	26
期限付劣後債	-	-	-	-	-
期限付劣後ローン	45	40	40	40	32
その他	-	-	-	-	-
Lower Tier 計	45	40	40	40	32
Tier 計	75	70	66	66	58
Tier	-	-	-	-	-
控除項目	0	0	0	0	0
自己資本合計	203	280	287	304	324

(億円)

リスクアセット	3,730	3,833	3,812	3,830	3,819
オンバランス項目	3,656	3,770	3,740	3,757	3,746
オフバランス項目	74	63	72	72	72
その他	-	-	-	-	-

(%)

自己資本比率	5.45	7.32	7.52	7.96	8.50
Tier 比率	3.45	5.50	5.80	6.23	6.97

(連結)

(億円)

	13/3月期 実績	14/3月期 実績	15/3月期 計画	16/3月期 計画	17/3月期 計画
資本金	122	181	183	183	183
うち普通株式	122	121	123	123	123
うち優先株式(非累積型)	-	60	60	60	60
優先出資証券	-	-	-	-	-
資本準備金	90	65	33	33	33
その他有価証券の評価差損	-	5	7	7	7
為替換算調整勘定	-	-	-	-	-
剰余金	79	26	9	31	59
その他	1	0	0	0	0
Tier 計	134	216	218	240	267
(うち税効果相当額)	(79)	(82)	(82)	(82)	(82)
優先株式(累積型)	-	-	-	-	-
優先出資証券	-	-	-	-	-
永久劣後債	-	-	-	-	-
永久劣後ローン	-	-	-	-	-
有価証券含み益	-	-	-	-	-
土地再評価益	6	6	2	2	2
貸倒引当金	23	24	24	24	24
その他	-	-	-	-	-
Upper Tier 計	30	30	26	26	26
期限付劣後債	-	-	-	-	-
期限付劣後ローン	45	40	40	40	32
その他	-	-	-	-	-
Lower Tier 計	45	40	40	40	32
Tier 計	75	70	66	66	58
Tier	-	-	-	-	-
控除項目	0	0	0	0	0
自己資本合計	209	286	284	306	325

(億円)

リスクアセット	3,736	3,841	3,818	3,836	3,824
オンバランス項目	3,662	3,777	3,746	3,764	3,752
オフバランス項目	74	63	72	72	72
その他	-	-	-	-	-

(%)

自己資本比率	5.60	7.46	7.44	7.98	8.52
Tier 比率	3.67	5.64	5.72	6.26	7.01

(3) 業務再構築のための方策

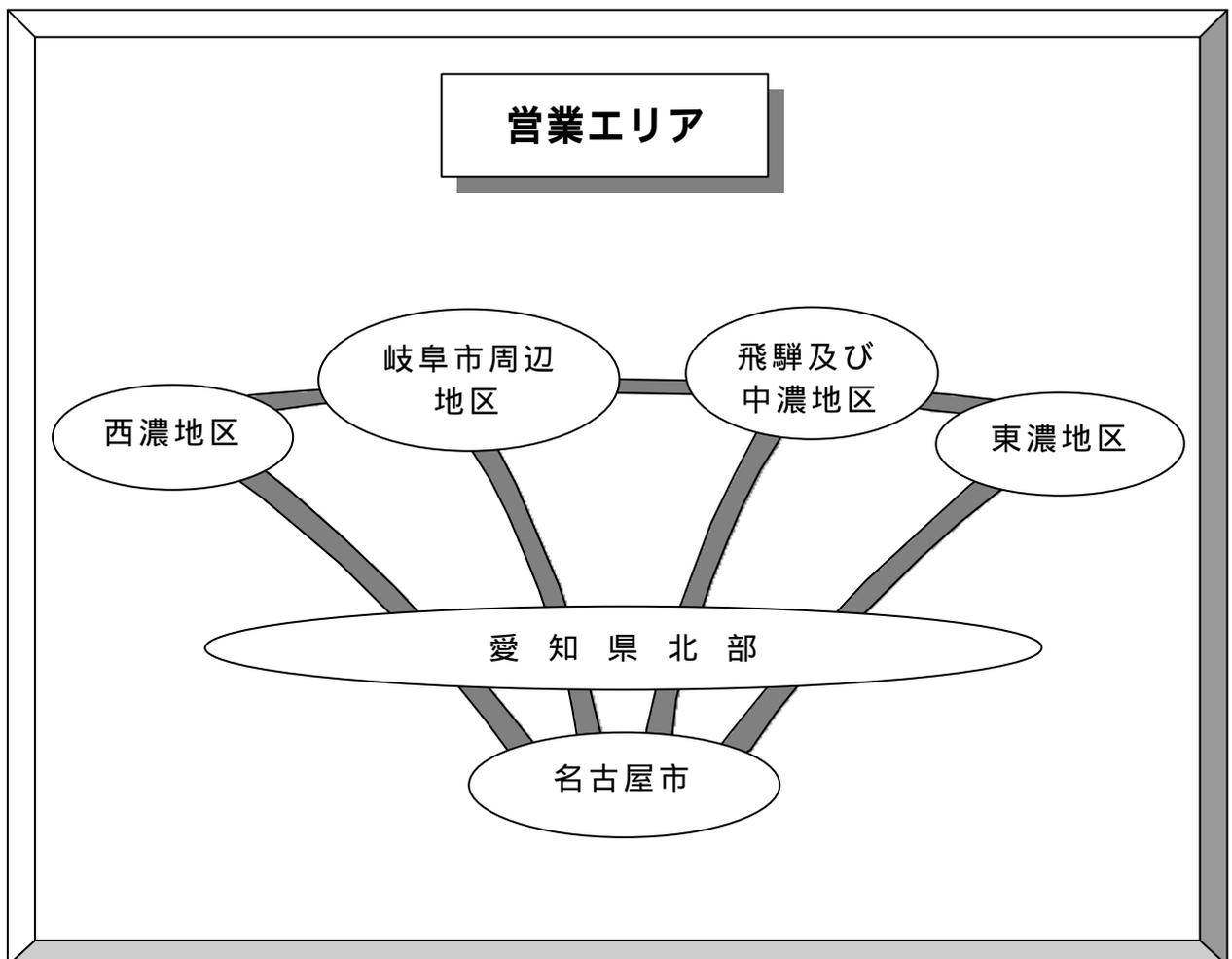
イ．今後の経営戦略

(イ) 基本的考え方

当行は、岐阜無尽として創業以来、地域の中小企業と個人のお客さまへの円滑な資金供給と金融サービスの提供につとめてまいりましたが、今後も一貫してこの考えに基づいた経営を進めてまいります。

A．営業エリア

当行の営業エリアは、岐阜県（岐阜市周辺地区、西濃地区、飛騨中濃地区、東濃地区）と愛知北部および名古屋市を中心とする地域と位置づけ、地域のお客さまに積極的に金融サービスを提供し、お客さまの金融ニーズに応えることで、地域の発展に寄与する金融機関でありたいと考えております。



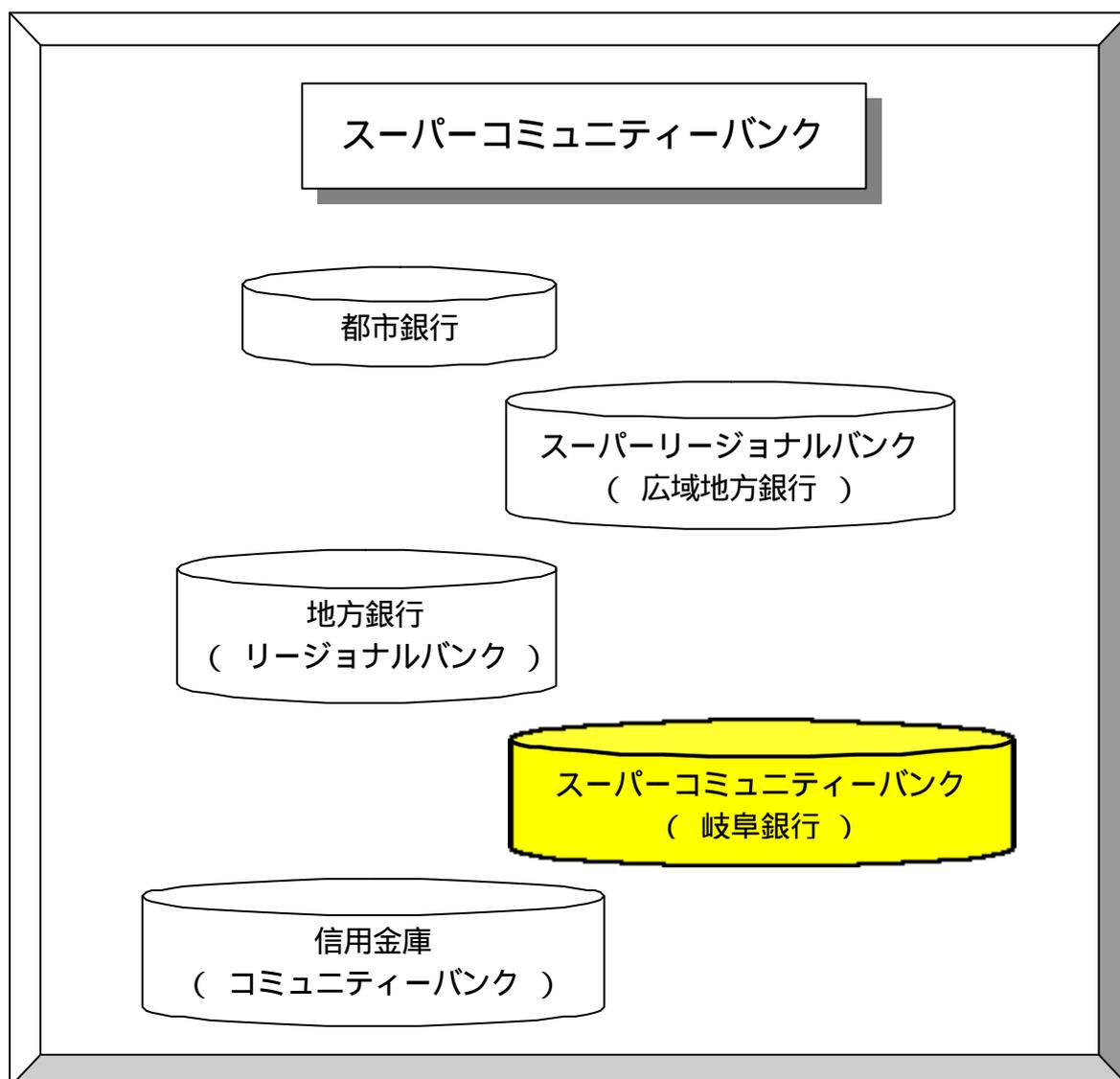
B. 営業ドメイン

当行は、地銀と信金の中間に位置する「スーパーコミュニティバンク（広域コミュニティバンク）」として、高度な金融ノウハウを持ちかつ地域に密着した、中小企業と個人のお客さま専門の銀行を目指してまいります。

当行は、従来からフェイス・トゥー・フェイスによる付加価値の高い営業を展開しておりますが、現在、UFJグループの優れた金融ノウハウを取り入れ、営業力の強化につとめております。

その営業力を地域の中小企業・個人のお客さまを対象とするリテール営業に特化し、この分野に経営資源を集中して投入することで、お客さま第一主義の経営を実現し、地域での存在感を發揮してまいります。

そして、営業展開にあたっては、「地域性・エリアの特性」に応じ店性格を定め、店性格に相応しいサービスを提供できる渉外行員を配置し、マーケットに合う効率的な営業戦略を展開してまいります。



(口) 経営指針

当行の経営改革を進めるにあたり、目指すべき方向性として、次の3つの経営指針を定めております。

・ 透明性のある経営

お客様の提言をしっかりと受け止め経営改革に反映してまいります。また、双方通行であることを前提として、当行の経営改革の進捗状況など最新の情報をお客様に提供することで、透明性のある経営を実現してまいります。

・ 個性輝く経営

個人・中小企業金融を専門とする「スーパーコミュニティバンク」として、お客様の提言に基づき、サービス・商品を絞り込み、さらに業務を絞り込んでいくことでニッチな分野と業務を得意とする個性輝く経営を実現してまいります。

・ お客様第一主義の経営

本部役職員も出席してお客様の声に直接触れ、ご要望に的確にお応えし、お客様第一主義の経営を実現してまいります。また、マナーに関するお客様の提言を受け、当行が気付かなかった点を改善し、ビジネスマナー日本一の金融機関を目指します。

また、3つの経営指針を実現するために、広くお客様の提言をいただき、経営改革に新しい発想を取り入れていくことが必要と考え、平成14年5月から全店に「直言を承る会」を開催し、お客様の声を経営改革に反映させてまいります。

□ . 経営改革

経営改革の大きな方向性は、「透明性があり、個性輝く、お客様第一主義の経営の実現」と「強固な収益体質の実現」であり、その実現に向けて、経営改革の実施に取り組んでまいります。

経営改革は、(イ) 経営改革のための組織体制強化

(ロ) 収益増強のための体制強化

(ハ) リストラのさらなる推進強化

(ニ) 組織風土の刷新による経営改革の推進強化

(ホ) U F J との協業の強化

を骨子としております。

(イ) 経営改革のための組織体制強化

当行における経営課題は「透明性があり、個性輝く、お客様第一主義の経営の実現」と「強固な収益体質の実現」にあり、こうした経営課題を克服するには新たな経営改革が急務であります。そのためには、広くお客様の提言をいただき、経営改革に新しい発想を取り入れることが必要であると認識し、全店で「直言を承る会」を開催し、当行の役員も参加することで、お客様の声を経営改革に速やかに反映してまいります。

A. 「直言を承る会」の設置

(A) 運営方法

全店で定期的に開催、取引先や株主の方など広く参加していただき、当行の経営手法への意見、当行への要望など踏み込んだ提言をいただくことで、経営改革が皆様の支持を受けられるように進めてまいります。

(B) 目的

経営指針「透明性のある経営、個性のある経営およびお客様第一主義の経営」の実現

(C) 設置時期

平成14年5月から全店で逐次開催

B. 取締役数の削減と執行役員制度の導入

(A) 取締役数の削減

経営改革を着実に進めていくうえで、取締役会には的確かつより迅速に意思決定する機関としての機能が求められることから、平成14年6月に取締役数を現行の7名から3名削減し4名としております。また、取締役の職務は「経営の意思決定」と「業務執行のチェック」に重点を置くことにしております。

(B) 執行役員制度の導入

スピーディーに業務展開していくうえで、「意思決定」と「業務執行」を分離することが必要であり、「業務執行」を担う執行役員制度を平成14年6月から導入しております。

これにより、執行役員に業務執行部分の大幅な権限委譲を実施するとともに、執行役員の責任と権限を明確化し、個別の業務執行におけるスピーディーな体制を構築してまいります。

(C) 本部組織のグループ制導入

本部組織においても、柔軟でスピード感のある業務展開が求められることから、課制を廃止し、グループ制を導入し組織をフラット化することで、意思決定を迅速化してまいります。また、課制や担当係に捕らわれず、タスクベースに応じて、グループを構成して人材を最大限に活用することで、業務遂行能力を向上してまいります。

現在、本部組織の機能・人員を見直しており、平成14年10月に導入する予定です。

(ロ) 収益増強のための体制強化

A. 本部による融資体制の強化

(A) 「経営支援チーム」による企業再生支援の強化

平成13年9月に、要注意先債権などに分類している取引先企業を対象に、経営改善に向けた取組みを支援する「経営支援チーム」を設置、平成13年10月に2名増員し6名体制としました。

「経営支援チーム」は、企業再生支援、正常先へのランクアップおよび債権の劣化防止による不良債権の圧縮を目的に、支援内容・提案内容の決定、取引先への提案・交渉および取引先の経営改善の履行状況に至るまで、取引先と直接交渉し管理しております。

(B) 融資部管理課による債権処理強化

融資部管理課の体制強化のため、平成13年8月以降、旧東海銀行から2名の人員派遣を含め、3名増員し11名といたしました。

また、平成14年4月には3名増員したうえで、管理課センターを名古屋地区、東濃地区の2ヶ所に設置し、過半の破綻先・実質破綻先との交渉を営業店に代わり管理課直轄に変更しております。これにより、本部所属行員が常駐することで債務者管理における専門性を高めるとともに、債務者動向の把握も可能となり、不良債権処理をスピードアップしてまいります。

(C) 一般貸出債権書類の本部集中化

債権管理の強化や営業店の現物管理負担の軽減を目的に、平成14年4月から、「債権書類管理システム」を活用し、一般貸出債権書類の本部集中化を実施しております。「債権書類管理システム」は、ホストコンピュータ連動による書類管理の厳格化、アドレス管理による収納・検索の効率化、書類のイメージ処理による照会が可能なシステムで、業務の効率化および期日管理の厳格化が可能となります。

以上により、営業店がより営業に集中できる体制を目指してまいります。

B. 本部による営業体制の強化

営業店がよりスピーディーに業務展開することを支援するため、本部による営業店支援体制を強化してまいります。

「住宅業者チーム」の支援体制の強化

住宅業者チームは、宅建業者とのタイアップにより住宅ローン獲得を目指し、マーケットエリア毎に担当者を定め営業店と一体となって活動しております。

平成14年6月からチーム要員を2名から6名に増員し、営業店の支援体制をより強化してまいります。

「提案営業チーム」の支援体制の強化

提案営業チームは、土地の有効活用を検討されている方をターゲットに、提案営業によるアパートローン獲得を目指し、マーケットエリア毎に担当者を定め営業店と一体となって活動しております。

平成14年4月にチーム要員を3名から6名に増員し、営業店の支援体制を強化いたしました。

店頭営業指導チームの支援体制の強化

店頭営業指導チームは、営業店のCS向上を主に指導しておりましたが、平成14年4月から、店頭テラーを対象に業績に直結した店頭セールス手法などを指導しております。

なお、各支援チームを統括し、営業店の人員配置から営業店の経営指導に至るまで営業店を一元的に管理する目的で、平成14年6月に「支店部」を営業統括本部内に設置いたしました。

C. 営業店の営業体制の見直し

お客様に満足いただける金融サービスを提供するため、営業エリアの特性に応じて店性格を定め、店性格に相応しいサービスを提供できる渉外行員を配置することにいたしました。

[店性格別の営業活動]

事業取引推進店は、事業融資重点エリアの店舗と位置づけ、事業融資に優れたFAの渉外行員を主に配置し、中小企業・個人事業主のお客様の資金ニーズにお応えするほか、金融情報の提供および各種相談などに高いスキルで対応してまいります。

個人取引推進店は、個人預金・ローン推進店舗と位置づけ、提携化されたローン商品を中心に販売し、FA・FAの渉外行員によるきめ細かな営業を展開してまいります。

中間に位置する一般店は、事業融資と個人ローンの併進店舗とし、そのエリア特性も考慮してFA、FAおよびFAの渉外行員を効果的に配置し、お客様の幅広いニーズに的確にお応えしてまいります。

D. 保有株式のリスク低減

安定的な収益を確保するためには、期間収益を大きく左右する株式の保有目的を見直し、順次残高を圧縮するなど、収益変動要因の低減につとめてまいります。

(八) リストラのさらなる推進強化

A. 店舗統廃合の実施

平成13年度は、出張所2店舗を含む8店舗の統廃合を実施し、「健全化計画」を4店舗上回る削減を実施しました。

今後の店舗戦略については、お客様への金融サービスが低下しないようネットワーク機能を見直したうえで、平成14年度に3店舗、平成15年度に4店舗の統廃合を予定し、当初計画通り、平成16年3月までには営業店42ヶ店体制(出張所を除く)に整備してまいります。

B. 人件費削減と役員報酬等の見直し

(A) 人件費削減

人員数については、平成17年3月末の職員「701人体制」を前倒しで実施するとともに、今後は、出向施策やアウトソーシングの活用その他、転身支援制度を導入するなど、削減スピードをさらに速め、今後3年間で169人の削減をはかり、平成17年3月末には「658人体制」による少数精鋭体制の構築と人件費の大幅削減をはかってまいります。

人員削減を前倒しで実施するとともに、職員の給与等については、平成14年度と平成15年度の2年間は給与ファンドを大幅に削減するとともに、業務への貢献度に応じたメリハリのある新給与体系を構築し、成果主義を徹底してまいります。

(B) 役員報酬等の見直し

役員賞与は引き続き全額返上、役員の報酬月額については、優先株式の無配に対する責任を明確にするため、平成14年4月から、減額率をさらに拡大しております。

役員退職金は、優先株式無配の状況でもあり、支給いたしません。

(二) 組織風土の刷新による経営改革の推進強化

経営改革を進めるにあたり、行員のモラルを維持・向上し活力ある組織を醸成する人事制度と給与体系に再構築する必要があり、人事考課制度の客観性を高めたうえで、より能力主義を反映した人事制度ならびに成果主義に基づく給与体系を構築してまいります。なお、新給与体系の構築にあたり、コンサルタント会社と契約し、従来にない刷新的な体系によって、組織の活性化を目指してまいります。

平成14年4月に職員のコンピテンシーを測るアンケートを実施、新人事制度構築の準備を着々と進めております。

(ホ) UFJとの協業の強化

当行はUFJグループの一員として、UFJ銀行から業務支援のほかに、これまでに資本支援（平成13年3月の第三者割当増資98億円のうち、48億円）および人的支援（平成14年3月末役員を含み16名）を受けております。

また、ATMネットワークの拡大を通じ、お客様の利便性が向上するように、平成14年9月中にはUFJ銀行とのATM相互開放を予定しております。

さらに、今後のシステム投資の負担軽減およびシステムリスク防止などを考えて、平成15年度中にはホストコンピュータをUFJ銀行の師勝センターへ移設することを検討しております。

UFJ銀行のみならず、UFJグループ企業との連携により、金融サービスの多様化・高度化を図り、当行の業務全般にわたる強化を進めてまいります。これまでに、グループ企業とは住宅ローンおよび消費者ローンなどローン保証業務契約の締結、当行の新型ATM導入にあたってのリース契約などを締結しております。

(図表6) リストラ計画

	13/3月末 実績	14/3月末 実績	15/3月末 計画	16/3月末 計画	17/3月末 計画
(役職員数)					
役員数 (人)	11	10	7	7	7
うち取締役 (()内は非常勤) (人)	8 (0)	7 (0)	4 (0)	4 (0)	4 (0)
うち監査役 (()内は非常勤) (人)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)
従業員数(注) (人)	860	827	680	658	658

(注) 事務職員、庶務職員合算。在籍出向者を含む。嘱託、パート、派遣社員は除く。

(国内店舗・海外拠点数)

国内本支店(注1) (店)	55	49	46	42	42
海外支店(注2) (店)	0	0	0	0	0
(参考)海外現地法人 (社)	0	0	0	0	0

(注1) 出張所、代理店、インスタプラランチ、払込専門支店、共同利用ATM管理専門支店を除く。

(注2) 出張所、駐在員事務所を除く。

	13/3月期 実績	14/3月期 実績	15/3月期 計画	16/3月期 計画	17/3月期 計画
(人件費)					
人件費 (百万円)	6,004	5,264	3,795	3,594	4,235
うち給与・報酬 (百万円)	4,036	3,674	3,122	2,799	2,986
平均給与月額 (千円)	367	371	344	335	368

(注) 平均年齢 38.0歳(平成14年3月末)

(役員報酬・賞与)

役員報酬・賞与(注) (百万円)	103	93	43	34	57
うち役員報酬 (百万円)	103	93	43	34	57
役員賞与 (百万円)	-	-	-	-	-
平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)	10	9	6	5	10
平均役員退職慰労金 (百万円)	3	4	-	0	0

(注) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(物件費)

物件費 (百万円)	5,695	5,576	5,848	5,902	5,213
うち機械化関連費用(注) (百万円)	2,231	1,939	2,187	2,341	1,607
除く機械化関連費用 (百万円)	3,464	3,637	3,661	3,561	3,606

(注) リース等を含む実質ベースで記入しております。

八．子会社・関連会社の収益等の動向

(イ) 子会社・関連会社設立の目的と管理の状況

A．設立の目的

当行では、社会環境の変化に即応し、地域の顧客ニーズに応えるとともに、銀行経営の効率化と事務処理の堅確化および設備投資負担額の軽減等を目的に設立しました。

B．管理の状況

統括部署である総合企画部は、本部の各業務担当部署と連携しながら、当行グループ全体でのリスク管理、人事、経理などの経営全般に関する重要事項を管理しております。

(ロ) 子会社・連結会社の収益の動向

当行は、平成11年3月期決算から関連会社を含めた連結決算を行い、連結ベースでの収益管理、リスク管理を行なっています。

今後とも、グループ会社全体で、リスク管理の強化とコスト削減を図り、収益力向上を目指して業務の効率化を推進してまいります。

(ハ) 個別会社に関する現況と今後の方針

A．ぎふぎん保証サービス(株)は、住宅ローンを主に個人ローンの保証業務などを行い、平成13年度も保証残高は順調に増加してまいりました。今後も、安定した収益確保に向けて当行はローン案件の持ち込み増加につとめてまいります。

B．ぎふぎんカード(株)は、クレジット業務を主に営業を展開し、営業収益は順調に増加するなど業容は拡大しており、今後もリスク管理を強化しながら、当行グループ全体で業容と収益の拡大につとめてまいります。

C．ぎふぎんビジネスサービス(株)は銀行の業務委託料をベースに安定した収入を計上しています。平成13年6月から、当行の営業店内部事務の集中化(バックレス化)に伴う業務の受託を開始し、業務範囲を拡大しております。

D．ぎふぎんコンピュータサービス(株)の業務でありましたソフト開発・コンピュータ運用は、新オンラインシステムの稼動を機に、業者にアウトソーシングいたしました。この新システムの安定稼動が確認されたことにより、平成13年7月に同社を解散しました(平成14年9月清算終了予定)。

E．(株)岐阜ファクターはファクタリング業務から撤退しており、「経営健全化計画」に基づいて14年3月を目途に現有資産の処分を推進してまいりましたが、競売の長期化や不動産市況の落ち込み等の影響もあり、解散時期については検討し直しております。

(図表7)子会社・関連会社一覧(注1)

(億円)

会社名	設立年月	代表者	主な業務	直近決算 (注4)	総資産			借入金		資本勘定	うち 当行 出資分		経常利益	当期利益	連結又は 持分法の別
					総資産	借入金	うち 当行分 (注2)	うち 当行 出資分							
ぎふぎんカード(株)	H7/6月	武藤 禮三	クレジットカード 取扱に関する業務	H14/3	15	12	12	0	0	0	0	0	0	連結	
ぎふぎん保証サービス(株)	S62/10月	武藤 禮三	個人消費者 金融保証業務	H14/3	4	-	-	0	0	0	0	0	0	連結	
(株)岐阜ファクター	S59/8月	窪田 登茂幸	金融債権買取 融資業務	H14/3	5	62	62	59	0	6	2	2	連結		
ぎふぎん ビジネスサービス(株)	S61/6月	牛本 洋二	現金類の整理・精査 銀行後方事務の受託	H14/3	0	-	-	0	0	0	0	0	0	連結	
ぎふぎんコンピュータ サービス(株)	H4/9月	牛本 洋二	コンピュータ事務 の受託請負業務	H14/3	7	25	25	18	0	0	0	0	0	連結	

(注1) 14/3月期連結決算において対象とされた子会社・関連会社すべてについて記載しております。

(注2) 借入金のうち、当行分は保証を含んでおります。

(注3) 子会社・関連会社のうち、経常損失、当期損失、または繰越損失のある会社については、今後の業績見通し、及びグループ戦略上の位置付けについて注記しております。

(注4) 連結決算に使用した個別財務諸表の(仮)決算日を記入しております。

(注3)の注記

- ・ぎふぎん保証サービス(株) 当期損失 44百万円
投資有価証券の評価損計上によるもので、次期見込みは黒字化の予定です。
- ・(株)岐阜ファクター 当期損失 208百万円
解散時期についての検討をしております。
- ・ぎふぎんコンピュータサービス(株) 当期損失 0.9百万円
平成13年8月に特別清算の申請を行い、平成14年9月に清算終了予定です。

(注4)の注記

- ・ぎふぎんビジネスサービス(株)
営業店後方事務の集中化に伴う業務の受託に伴い、業務範囲が拡大したことに加え、当行からの出向者を中心に役職員数を22名から83名に増員、パートタイマーを含めた当社の人員は38名から145名となり、当行の経営上重要な会社と位置付けられることになったため、13年9月中間期から連結対象と致しました。

二．管理会計の確立とその活用の方策

当行は、平成13年4月から、スプレッドバンキング方式による新収益管理システムを採用して部門別予算を明確化し進捗管理する体制としております。部門は、預貸収支にかかる営業部門、有価証券運用などにかかる市場部門、ALM部門、国際部門などに区分しております。予算策定においては、各部門の運用ポジションとスプレッドバンキング方式による収益予算を決定することで、部門別の損益責任を明確化しております。

(イ) 総合予算策定時の活用

当行では、毎期末(3月・9月)に、当期の決算見込み・諸計数の予測を行ったうえで、中期経営計画(現在「健全化計画」)を基本とした翌期の総合予算(資金計画・収益計画)をスプレッドバンキング方式により策定しております。

総合予算では、期次・月次の予算を策定し、日常的に調達・運用の増減、科目別の利回りの推移、役務収支および全体収益状況のモニタリング・フォローアップを行っており、目標予算の達成を目指す体制となっております。

予算の策定においては、スプレッドバンキング手法による部門別予算決定のほか、デフォルトコストを試算したうえで、一般貸倒引当金および個別貸倒引当金に反映させ、期間収益を最終決定しております。

また、予算を策定する際、自己資本に影響を及ぼすマーケットリスクについては、収益目標のためのポジションとそのリスク相当額を試算(各運用資産ごとにバリュアットリスクにより試算)し、自己資本に対する毀損率などを考慮しております。

(ロ) 営業店収益管理への活用

営業店の収益管理は、従来は本支店間レートを用いておりましたが、取引実行後あるいは金利更改後の金利変動リスクが営業店に賦課され、営業店収益の実態に関して、必ずしも適確な評価がなされていませんでした。

平成13年4月から、スプレッドバンキング方式を導入したことにより、預金や貸出等の金利変動リスクをALM部門に集中し一元管理することで、営業店から金利変動リスクを排除することが可能となりました。これにより、個別取引の収益性を客観的な視点から計量化することが可能になり、営業店の営業活動を収益性の観点から正当に評価し、精度の高い収益管理を行う体制となっております。

(ハ) ALM

金利予測を前提に預金・貸出等、当行全体の資産と負債のバランスを適切に管理し、安定収益を確保することを目的にリスク統括室担当役員を委員長に、頭取、リスク統括室、総合企画部、市場国際部の各担当役員および室部長を委員として、ALM委員会を原則毎月1回開催しております。

審議内容は、経済見通しおよび金利予測、リスク・リターン状況の把握・分析および流動性リスクの状況把握などであり、審議結果は、その都度経営会議に報告しております。

(二) 管理体制

各部門の損益状況については、毎月開催している経営改善委員会において、進捗管理しております。

今後も、収益管理制度、ALMのレベルアップ等については、UFJ銀行のノウハウを導入し、リスク管理のさらなる精度向上につとめてまいります。

3. 責任ある経営体制の確立のための方策

(1) 金融機関の社会性・公共性を踏まえた経営理念

イ. 当行の経営理念について

当行全役職員の行動の原点となる考え方を示したものは「経営理念」であります。

平成11年2月に、取引先はもとより、地域社会にも当行の存在をアピールできる簡明な経営理念を制定いたしました。これにより、当行の基本姿勢を明確にし、役職員が一体となり、地域のお客様の信頼と期待にお応えできるようつとめております。

(経営理念)

私たちは、「豊かなシルバー社会」を応援します。

私たちは、地域に根ざし、知恵と汗の営業に徹します。

私たちは、堅実・効率経営を追求し、信頼される銀行を目指します。

ロ. コンプライアンス体制の構築、整備

当行は、地域社会からの信頼を得て社会的責任および公共的使命を果たすには、コンプライアンス体制の確立と実践が不可欠との観点から、平成10年9月に体制整備に着手しその充実につとめてまいりました。

今後も、コンプライアンス体制の見直しを継続的に進めることにより、体制を強化するとともに、役職員のさらなる意識高揚にも注力してまいります。

コンプライアンス推進方針およびこれまでに実施した施策は以下のとおりです。

(イ) 経営陣の認識と行動

A. 経営陣は、法令等の遵守の徹底が経営上の重要課題であることを認識しております。取締役会では、取締役・監査役が業務執行の意思決定および監督に積極的に参加して相互牽制機能を果たすとともに、コンプライアンスに関する諸問題についても積極的に議論しております。

B. 法令等遵守の体制づくりには、経営トップの自覚と決意を行内に浸透させる必要があるとの認識から、毎年1回全部店長および本部幹部職員を対象とした「コンプライアンス研修」を役員が講師となって実施しております。

また、頭取はじめ役員は、年頭所感、全部店長会議などあらゆる機会をとらえて、法令等遵守の重要性についての考え方を徹底しております。

平成14年1月から3月にかけて、役員が講師となり、営業店職員を対象とした「コンプライアンス勉強会」を開催しましたが、今後も継続して開催いたします。

(ロ)体制の整備

A.平成10年9月、総合企画部経営管理課内に専担部署を設置、本部各部・各支店にはコンプライアンス担当者を配置することといたしました。

B.平成12年4月、専担部署を監査部に移し、コンプライアンス統括専門部署として、法務倫理課を新たに設置しました。なお、平成14年4月に「監査部」を外部監査と区分するため、「内部監査部」へ名称変更しています。

(ハ)規程等の整備

A.平成10年8月、「行動規範」を制定いたしました。

B.平成11年4月、「リーガルチェック規程」を制定いたしました。

C.平成12年1月、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」および「コンプライアンス・プログラム」を制定いたしました。

D.平成13年12月、「文書作成時のリーガルチェック細則」を制定いたしました。

(二)法令遵守の実効性の向上

A.コンプライアンス・プログラムの制定とフォロー年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定、課題を決めて計画的に取り組みしております。また、半期毎に取締役会においてプログラムの進捗状況を報告、必要に応じて変更を加えております。

B.コンプライアンス・モニタリングの実施

(A)個人ベースの自己チェック(年2回実施)

(B)職場毎のコンプライアンス状況のチェック(年4回実施)

(C)内部監査部検査によるチェック(臨店検査時)と法務倫理課による臨店指導

C.コンプライアンス研修の実施

役員による研修のほか、法務倫理課による研修を階層別(新任支店長、事務統括責任者、支店長代理、係長等)に体系化し実施しております。

D.職場研修の実施

法令等遵守の体制、各役職者の役割および主な法令の解説等を記載した「コンプライアンス・マニュアル」や法務倫理課作成の教材を用いた職場研修を毎月実施しています。

「コンプライアンス・マニュアル」は、全役職員に配布し、日常業務の指針やOJTにも活用しております。

(2) 経営の意思決定プロセスと相互牽制体制

当行は、取締役会を業務運営の最高意思決定機関としており、その下位に業務執行の決定を行う経営会議を設けています。平成12年11月に、自己管理型経営体制の確立およびリスク管理重視の銀行経営の定着を促進するために、取締役会規程および経営会議規程を改正し、機能強化を図るとともに迅速かつ適確な意思決定が行われる体制としました。

平成14年6月から、意思決定と業務執行を分離するために執行役員制を導入し、取締役会が経営の意思決定に一層注力できるよう、業務執行権限を執行役員に委譲する体制を整えております。

イ．取締役会の機能

取締役会は、各種の法令、定款および取締役会規程に基づき、経営の意思決定、方針ならびに業務執行の決定・監督を行っております。取締役会には、監査役全員（社外監査役を含む）が出席して適法性を監視しております。

なお、取締役会に付議する事項は、経営会議を経て上程しております。取締役会は、原則毎月開催するほか必要に応じ随時開催し、付議される議案については実質的な議論が行なえるよう、詳細な資料を添付しております。

ロ．経営会議の機能

経営会議は、取締役と常勤監査役および執行役員により構成され、取締役会の決定方針に基づき、行内規程に定められた経営執行に関する協議・決議を行っております。

執行役員は、案件の決議には参加しませんが、業務執行の状況報告や各案件についての意見を述べることはできるものとしております。

協議事項については、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数の賛成を得たうえ頭取が決裁を行います。決議事項については、取締役の過半数が出席し、代表権ある取締役全員を含む出席取締役の過半数によって行うことで、相互牽制が機能する決裁方法を採用しております。

開催頻度は毎週2回定時に開催するほか、必要に応じ随時開催しております。

ハ．経営改善委員会の機能

経営改善委員会は、各部の分掌を超えて意見交換し、経営の効率化に資することおよび健全化計画の履行状況をフォローアップする目的で、平成13年4月から開催しております。開催頻度は原則月1回です。

今後、「健全化計画」の達成をより確実なものとするため、開催方法および運営方法などについて刷新してまいります。

二．相互牽制体制と監査機能の充実強化

(イ) 内部監査機能の強化

内部検査に加え、法令・規定等の遵守状況の一元管理体制を整備する目的で、平成12年4月には監査部に法務倫理課を新設し、業務上の法令等遵守状況のチェックや体制整備につとめております。なお、平成14年4月に「監査部」を外部監査と区分するため、「内部監査部」へ名称変更しています。

(ロ) 外部監査機能の強化

会計監査については、外部の監査法人に監査業務を委託しており、監査で問題点を指摘された場合は、早急に対処しております。

(ハ) その他の施策

業務執行に伴う職務上の権限と責任は「職務権限規程」に詳細を規定しています。平成13年3月から、所管業務において他の部署と関連がある事項は「合議先」を定め、相互牽制が十分に機能する体制に変更いたしました。

ホ. 監査役機能強化

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名から構成され、法令や監査役会規程に基づき、監査機能の強化につとめております。

(図表8) 経営諸会議・委員会の状況

会議・委員会名	議長	メンバー	担当部署	開催頻度	目的・討議内容
取締役会	頭取	取締役 監査役	総合企画部	原則月1回	法令・定款に定める事項のほか、経営の意思決定、経営方針・業務執行の決定および監督を行う
経営会議	頭取	取締役 常勤監査役 執行役員	総合企画部	原則週1回	経営の執行に関する協議および決議をする
経営改善委員会	頭取	取締役 常勤監査役 室部長及び管理職	総合企画部	原則月1回	経営健全化計画を着実に実行し、その進捗状況の把握・検証を行う
A L M委員会	リスク統括室 担当役員	頭取 関係役員 関係室部長 及び関係管理職	リスク 統括室	原則月1回	資金運用・調達の効率化および最適化の方針を策定するとともに、収益極大化の具体的方策を企画立案する
信用リスク管理委員会	総合企画部 管理職	関連役員 関連部長 及び管理職	総合企画部	原則年4回	半期毎のリスク管理方針、信用リスク管理諸施策の審議、モニタリング結果の審議等を行う
全店長会議	頭取	取締役 監査役 室部店長 及び本部管理職	総合企画部	半年1回	経営方針の徹底および本部と営業店間の連絡および調整を行う
ブロック情報連絡会議	営業統括本部 担当役員	関連役員 関連室部長 営業店長	営業統括 本部	原則月1回	事業方針を徹底するとともに、本部と営業店間の連携を密にして業績の伸張に資する
労使協議会	人事担当 取締役	銀行側8名 (頭取の指名する役員 及び非組合員の職員) 組合側8名	人事総務部	適宜開催 (前年度実績 年4回)	労働協約に基づき、労使間の諸問題について協議する

(注) 開催頻度が不定期的な場合は、過去1年間の開催回数を記入しております。

(3) 自主的・積極的ディスクロージャー

イ．基本的な考え方

経営情報の公正な開示などによる「透明性のある経営」は、銀行経営にとって不可欠なものであり、銀行経営を自ら律するとともに、株主・取引先・投資家等の信頼と支持を得るための基本的姿勢であると認識しております。

当行では、経営情報の公正な開示のために以下のような方策を講じております。今後も、自主的かつ積極的なディスクロージャーを進めてまいります。

ロ．不良債権関連情報の積極的な開示

平成11年3月期から、リスク管理債権と金融再生法に基づく新開示基準の査定結果に対する保全状況について、自主的に開示を行っております。

ハ．ディスクロージャー誌の充実

ディスクロージャー誌は、当行の経営姿勢をわかりやすく伝えることを基本姿勢とし、当行の営業概況、リスク管理体制、不良債権の状況および社会貢献活動等について、掲載しております。

ニ．ミニ・ディスクロージャー誌の発行

平成13年3月期から、半期毎に一般のお客様を対象にミニ・ディスクロージャー誌を営業店に備置し、訪問時には配付して当行の現状等をわかりやすく説明しております。

ホ．インターネットによる情報開示

情報化社会に対応し、当行の経営情報を迅速に提供するため、平成11年12月にホームページを開設し、ニュースリリース、当行の沿革、ディスクロージャー誌、商品・サービス案内、リクルート情報等を掲載しております。

また、定期的に内容を見直し、常に最新の情報を提供するようにつとめております。

ヘ．IR活動について

株主・取引先の方々に対して、経営状況や営業施策などについてお知らせするために、平成10年7月から、岐阜県および愛知県の7会場において、頭取によるIRを兼ねた講演を毎年開催しています。

ト．今後の対応

今後とも経営実態に関する情報を、幅広く積極的に提供するとともに、よりわかりやすく、タイムリーな内容にしてまいります。

4. 配当等により利益の流出が行われないための方策等

(1) 基本的考え方

当行は、業務再構築に向けて新たな経営改革を進め、収益力の向上をはかることで、健全化計画の利益目標を達成するとともに、自己資本比率の向上と内部留保の蓄積につとめてまいります。

これにより、最重要課題である公的資金による優先株式の消却が万全となるように対応してまいります。

(2) 配当、役員報酬、賞与についての考え方

平成14年3月期は、株式市況の低迷、特に大手行の株価下落による保有株式等の減損処理に加え、当面想定される経済・経営環境等を踏まえて、貸出債権等に対する区分・引当をより厳格に見直しましたことから、不良債権処理損失額が増加いたしました。

この結果、当期最終利益は33億円の損失を計上し、配当可能利益を確保することができず、平成13年度の優先株式の配当は見送りさせていただくこととなりました。

今後につきましては、優先株式の消却を万全とすることが最重要課題であるとともに、所定の配当が可能となるよう、収益力を向上してまいります。

役員報酬・賞与につきましては、業績の改善・内部留保の充実のため、役員報酬は引き続き抑制するとともに、役員賞与は支給いたしておりません。

なお、役員退職慰労金については、平成14年6月は支給しないことといたしました。

5. 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

(1) 基本的考え方

当行は「地域に根ざし、知恵と汗の営業に徹する」を経営理念に掲げ、徹底したフェイス・トゥー・フェイスによる付加価値付き営業展開により、地域の中小企業と個人のお客様の資金需要に応え、円滑な資金供給につとめますことが、地域金融機関として最大の責務であると考えております。

平成14年3月末の貸出残高は、長引く景気低迷による資金需要の冷え込みにより、前年比81億円減少し、5,042億円となりました。ただし、住宅ローン推進に注力いたしました結果、住宅ローン残高は前年比157億円増加し976億円となりました。

引き続き、当行は、地域の中小企業と個人のお客様の資金需要を発掘し、迅速に対応してまいります。

また、お客様の多様なニーズに応えるため、商品・金融サービスを積極的に提供しております。このことにより、今後も円滑な資金供給をおこない、地域金融機関として地元経済の発展に寄与してまいります。

(2) 具体的な方策

イ. 店性格に応じた渉外人員の配置

的確に資金需要を発掘し、付加価値の高い提案営業を展開するため、営業店のエリア特性に応じて、店性格を定め、店性格に相応しいサービスを提供できる渉外行員を配置してまいります。

具体的には、事業取引推進店と一般店には、事業融資スキルの高い渉外行員（FA、FA）を、個人取引推進店には定型ローンに詳しい渉外行員（FA、FA）を主に配置して、きめ細かい金融サービスを提供しながらお客様の資金需要に積極的に応えてまいります。

ロ. 本部による営業店支援体制の強化

営業店の効率的な業務展開を支援するため、「住宅業者チーム」と「提案営業チーム」を増員強化しております。「住宅業者チーム」は、宅建業者との連携により、個人のお客様の住宅資金ニーズに迅速に対応してまいります。また、「提案営業チーム」は、資産の有効活用など、積極的な提案営業により資金需要を掘り起こし、アパートローンの締結などに繋げてまいります。なお、チーム要員をマーケットエリアごとに配置し、営業店と密に連絡を取り合いながら、営業店と一体となって推進してまいります。

また、店頭営業指導チームは、営業店のCS向上のほか、店頭テラーを対象として業績に直結した店頭セールスの手法なども指導しております。

また、営業店に代わり初期延滞債権の管理・回収を「融資センター」に、不良債権の管理回収を「融資部管理課」に本部集中することで、リスク管理の向上とともに営業店が営業に集中できる体制を構築しております。

(3) 融資に対する取組み姿勢

当行は、お客さまの資金ニーズを早期に把握しお応えするため、ニュービジネスモデルにおける各種のツールを活用し、営業店と本部がお客さまの情報を共有化する体制としております。これにより、お客様のニーズにマッチした提案営業を迅速かつ的確に展開していくことで、お客様に満足いただける金融サービスを提供しております。

イ．資金ニーズの早期把握と対応

(イ)「営業支援システム」の活用

渉外行員の外訪時の顧客情報装備強化と帰店後事務の合理化等を目的として、イントラネットと携帯端末(PDA)を利用した渉外業務革新のための「営業支援システム」を平成13年5月から、本格稼働させております。本システムはお客様の資金ニーズ情報を効率的に収集管理するツールとしても活用しております。

(ロ)「中堅・中小企業向け貸出増強検討表」の活用

財務面から見た取引先毎の資金ニーズと資金需要予測に基づくセールス案件を発掘するツールとして「中堅・中小企業向け貸出増強検討表」を、平成13年4月から、営業店に配布して資金ニーズを掘り起しています。平成14年2月には、営業店が良質な案件発掘のツールとして有効活用するよう、融資案件の発掘および営業店指導を行う専担者を本部配置しております。

(ハ)「融資案件在庫管理システム」の活用

平成12年12月から「融資案件在庫管理システム」を立ち上げ、営業店別に取引先毎の融資案件の掌握が可能となり、本部と営業店との間で案件構築の指導および事前協議制度を導入して、実行率の引き上げと良質な貸出の増強に結びつけております。

ロ．融資商品の提供

中小企業向け貸出金を増強するため、平成13年5月に中小企業のお客様向け「スペシャル・ファンド」、平成13年9月に資金繰り安定支援を目的に「経営安定化融資」および事業先で新規のお取引先を支援することを目的に「スピードビジネスローン」の取扱を開始いたしました。

今後も地元経済の活性化に繋がる商品の提供につとめてまいります。

ハ．信用リスクに見合った利鞘の確保

「信用リスクに応じた適正利鞘の確保」と「貸出資産価値の向上」を目的に、平成13年10月から、取引先の信用格付毎にデフォルトコスト、経費および収益を賦課した目標金利を制定、信用リスク費用を加味した貸出資産の運用を構築しております。

また、平成13年11月に、信用リスク資本の効率的な運用を図るため、信用リスクが高い取引先・収益性の低い取引先の貸出資産を圧縮するなどの「取引基本方針制度」を制定しました。

これにより、信用格付区分と資金利益率を基準とした取引先毎の方針を明確にし個別企業審査のなかで活用してまいります。

二．融資事務の向上

営業店融資事務を向上し事務リスクを抑制するため、平成13年11月から、UFJ銀行出身者など融資スキルの高い人材で構成する融資臨店指導チームによる営業店融資事務の教育指導を行っております。

ホ．融資事務の効率化

営業店の現物管理負担を軽減することを目的に、平成14年4月から、「債権書類管理システム」を活用した一般貸出債権書類の本部集中化を実行しております。

「債権書類管理システム」は、ホストコンピュータ連動による書類管理の厳格化、アドレス管理による収納・検索の効率化、書類のイメージ処理による照会など、業務の効率化および期日管理の厳格化が可能となるシステムです。

ヘ．人材の育成

融資担当役席者には融資業務全般にわたる知識の習得を目的に、渉外担当者には融資折衝能力の強化を目的に階層別研修を実施しているほか、融資スキルの一層の向上を目的にUFJ銀行のRM研修（リレーションシップ・マネジメント（RM）養成研修）にも派遣し、その後、UFJ銀行での研修成果を取り入れた当行独自のRM研修を実施しております。

(図表10) 貸出金の推移

(残高) (億円)

	13/3月末 実績 (A)	14/3月末 実績 (B)	15/3月末 計画 (C)
国内貸出	5,123	5,042	4,918
中小企業向け貸出(注1)	3,368	3,146	3,118
個人向け貸出(事業用資金を除く)	1,254	1,300	1,310
その他	501	596	490
海外貸出	-	-	-
合計	5,123	5,042	4,918

(増減額・実勢ベースを算出するうえで考慮すべき要因考慮後) (億円)

	14/3月末 実績 (B) - (A) + (ア)	15/3月末 計画 (C) - (B) + (イ)
国内貸出	72	75
中小企業向け貸出(注1)	213	8

(注1) 中小企業向け貸出とは、資本金又は出資金3億円(但し、卸売業は1億円、小売業・飲食業・サービス業は50百万円)以下の法人または常用する従業員が300人(但し、卸売業・サービス業は100人、小売業・飲食業は50人)以下の法人向け貸出(個人に対する事業用資金を含む)を指す。

(実勢ベースを算出するうえで考慮すべき要因)(億円()内はうち中小企業向け)

	13年度中 実績 (ア)	14年度中 計画 (イ)
貸出金償却(注1)	2 (2)	35 (22)
CCPC(注2)	1 (1)	- (-)
債権流動化(注3)	- (-)	- (-)
部分直接償却実施額(注4)	- (-)	- (-)
協定銀行等への資産売却額(注5)	- (-)	- (-)
パルクセールその他(注6)	5 (5)	14 (14)
その他(注7)	- (-)	- (-)
計	9 (9)	49 (36)

(注1) 無税化(法人税基本通達9-6-1、9-6-2、9-4-1、9-4-2)を事由とする直接償却額。

(注2) 共同債権買取機構に売却した債権に関する最終処理額。

(注3) 主として正常債権の流動化額。

(注4) 部分直接償却当期実施額。

(注5) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却額。

(注6) 不良債権のパルクセール実施額及びその他の不良債権処理関連。

(注7) 私募債の引受等、実質的に貸出と同様の信用供与が行われているものの取組額。

6. 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

(1) 消却、払戻し、償還又は返済についての考え方

イ. 基本的な考え方

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第10条第2項六の規定どおりに協定銀行が取得株式等をできる限り早期に譲渡その他の処分を行うことを前提に、今後、消却のための財源を早期に確保するようにつとめてまいります。

ロ. 公的資金の資本調達分に対する考え方

当行は、平成13年4月に発行しました優先株式120億円については、平成14年度以降、利益の積上げにより内部留保を蓄積し、自己資本比率等を勘案しながら早期消却を検討してまいります。

ハ. 公的資金以外の資本調達分に対する考え方

平成14年3月末現在で40億円ある金融機関等からの劣後ローンについては、収益力の強化・内部留保の充実により、期限到来にあわせて減少させてまいります。

(2) 剰余金の推移

(単位: 億円)

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
剰余金	84	32	14	31	59	98
年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
剰余金	138	159	179	198	217	

7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 各種リスク管理の状況

当行は、リスク管理をコンプライアンスとともに健全な業務運営を行うための両輪として、重要な経営課題の一つとして捉え、「リスク統括室」を総合企画部内に設置し、リスク管理体制を強化しております。さらに、「リスク統括室」とそのリスク管理状況をモニタリングする「内部監査部」を分離することで、牽制機能も確保できる体制としております。

経営の健全性と社会的信用の昂揚に資するため、平成13年9月には「リスク管理基本規程」を制定し、各種リスクの所在を明らかにするとともに、適切なリスク管理の具体的方針を定めました。

また、平成13年9月には、当行与信の価値の向上を実現するため、「信用リスク管理規定」を定めました。

とりわけ、貸出運用につきましては、不良債権の発生防止につとめるため、信用リスク管理体制を再構築することが最重要の課題と認識して、貸出金運用体制の整備に取り組んでまいりました。

イ. 与信体制の強化

与信体制強化のため、UFJ銀行から管理部門に3名、審査部門に2名および経営支援チーム2名、計7名の出向者を受け入れて、人員増強いたしました。

また、UFJ銀行OB2名の人材派遣を受け、融資臨店指導チームを設置し、平成13年11月から、与信管理強化のため臨店指導しております。

以上により、リスク管理能力の高度化を目指した組織に改編いたしました。

ロ. 信用リスク管理体制の整備

(イ) 平成13年6月、信用リスクの管理・企画に関する事項を融資部融資企画課、信用リスクの監査に関する事項を内部監査部とし、担当部を明確化いたしました。

(ロ) 平成13年9月、「リスク管理基本規程」を制定、信用リスクのほか各種リスクの担当部署を決定するとともに、内部監査部をモニタリング部署といたしました。

(ハ) 平成13年11月、融資部の起案する信用リスク関連事項を審議・牽制する「信用リスク管理委員会」を設け、信用リスク管理体制を整備・強化いたしました。

(ニ) 平成14年1月、与信部門の一元管理化とローン延滞管理の強化を目的として、融資センターの所管を事務管理部から融資部に変更いたしました。

ハ. 規程・制度・取扱要領の整備

(イ) 専決権限規程(営業店長貸出決裁権限規程)および本部内決裁権限規程(投融資管理規程)をそれぞれ平成13年6月と7月に改訂し、債務者区分別の決裁権限を見直すとともに、要注意先・破綻懸念先にかかる増与信については厳格に対応することといたしました。

(ロ) 信用リスクの管理方針を明確化するため、平成13年9月に「信用リスク管理規程」を制定し、平成13年11月には「信用リスク管理規程」に基づく与信上限規程を制定し、信用格付に従って、

取引先毎およびグループ毎のリミットを設定することで、与信集中リスクを管理強化するとともに、要監視業種の基準を明確にし、特定業種への与信集中をモニタリングする体制といたしました。

(ハ) 平成13年9月、信用格付制度の精度向上を目的に、新たな格付協議書を制定しました。

(ニ) 平成14年1月、役職員が遵守すべき信用リスク管理の原則・規範を明文化した「クレジットポリシー」を制定いたしました。

二．貸出審査体制の整備

(イ) 平成13年7月、稟議書の作成要領を明文化した「稟議書マニュアル」を策定いたしました。

(ロ) 平成13年7月から、取引先調書の制定を行い、取引先に関するデータの蓄積とメンテナンスを行う体制を構築しております。

(ハ) 平成13年10月から、格付ランク毎のデフォルト率を算定し、信用リスク等を織り込んだ目標金利を設定しております。

(ニ) 平成13年11月、良質な貸出資産の増加と与信リスクの高い先・収益性の低い先に適確に対応するため、「取引基本方針制度」を制定いたしました。

ホ．ポートフォリオ管理

大口与信供与・監視業種の状況を毎月経営会議に報告、管理（大口先の名寄せ管理や要監視業種の大口債務者ごとの管理）しております。要監視業種の指定については、定期的な見直しを実施しております。

また、信用格付別デフォルト率による将来の信用リスク量の管理にもつとめております。

ヘ．問題先の管理体制

(イ) 債務者区分に応じて、迅速・的確に対応できる管理体制とするため、実質破綻先と破綻先については融資部管理課、破綻懸念先と要注意先および正常先のうち大口未保全のある先については経営支援チーム、正常先と少額未保全先は一般審査役が審査する体制としております。

(ロ) 平成13年10月から、延滞先の対応方針を制定し、一般融資の延滞先管理を強化しております。

(ハ) 平成13年12月、営業統括本部の個人営業課をローン推進部門とローン管理部門に分離し、ローン管理部門を融資部の管轄に変更いたしました。

ト．営業店支援と人材の育成

(イ) 平成13年11月から、営業店の与信管理強化・正確な業務処理・延滞先への対応強化等のため、「融資臨店指導チーム」による臨店指導を開始しております。

(ロ) 融資能力アップのため、外部講師による融資研修、融資トレーニー、セミナー等、融資業務に携わる職員すべてに対して、融資研修を実施しております。

チ．不良債権の発生防止と回収強化

(イ)「経営支援チーム」による企業再生支援の強化

平成13年9月に、要注意先債権などに分類している取引先企業を対象として、経営改善に向けた取組みを支援する「経営支援チーム」を設置し、2名増員し6名体制としました。

「経営支援チーム」は、企業再生支援、正常先へのランクアップおよび債権の劣化防止による不良債権の圧縮を目的に、支援内容・提案内容の決定、取引先への提案・交渉および取引先の経営改善の履行状況に至るまで、取引先と直接交渉し管理しております。

(ロ)融資部管理課による不良債権の処理強化

融資部管理課の体制強化のため、平成13年8月以降、旧東海銀行から2名の人員派遣を含め、3名増員し11名といたしました。

また、平成14年4月には3名増員したうえで、管理課センターを名古屋地区、東濃地区の2ヶ所に設置し、過半の破綻先・実質破綻先との交渉を営業店に代わり管理課直轄に変更しております。これにより、本部所属行員が常駐することで債務者管理における専門性を高めるとともに、債務者動向の把握も可能となり、不良債権処理をスピードアップしてまいります。

(図表12) リスク管理の状況

		平成13年度以降の改善等の状況
信用リスク	<p>[基本方針] 融資通則にて規定</p> <p>[体制・リスク管理部署] リスク管理部署 融資部</p> <p>[監査・モニタリング部署] 内部監査部(資産監査課)</p> <p>[リスク管理手法] (融資部) ・与信案件の審査・決裁・進捗管理 ・信用格付制度 ・信用格付別デフォルト率のポートフォリオ分析 ・自己査定の実施 ・与信上限規制の厳守 ・大口先と一定業種の与信残高などの監視 ・一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の決定 (内部監査部) ・与信決済権限の履行状況の検査 ・自己査定結果の監査 ・信用格付制度の運用状況の監査 ・一般貸倒引当金の検証 ・与信上限規制・大口与信供与・監視業種のモニタリング</p>	<p>1. 信用リスク管理</p> <p>(1) 信用リスク管理規程の整備 信用リスク管理の基本となる信用リスク管理規程の制定 (13年9月) 信用格付制度の見直し(13年9月) 与信上限規程の制定 (13年11月) 要監視業種の見直し (13年11月) クレジットポリシーの制定(14年1月)</p> <p>(2) 信用リスク管理体制の整備 信用リスク管理委員会の設置 (13年11月) 内部監査部の独立性を図るため、自己査定の所管部を内部監査部から融資部に移行 (14年4月)</p> <p>2. 個別与信管理</p> <p>(1) 規程の整備 貸出権限等に関する2規程の制定・改訂(債務者区分に応じた決裁権限に見直し) (13年7月) 投融資管理規程の制定 (与信決済権限一覧表は総合企画部所管とすることで牽制機能を確保) 営業店長貸出決済権限規程の改定 与信管理ツール(取引先調査等)の整備 延滞先の報告管理ルールの改訂 (13年9月) 個社別の取引基本方針制度の制定 (13年11月)</p> <p>(2) 体制の整備 融資臨店指導チームの設置 営業店の与信管理等の向上(13年11月) 経営支援チームの増員(3名 6名) 重点管理先の強化を目的(13年11月) 融資センターの増員(15名 18名) 一般貸出債権書類のセンター集中化に伴う人員強化 (14年4月)</p> <p>3. 不良債権の処理 回収体制強化のため、管理部門で3名増員し14名としたうえで、管理課センターを名古屋地区・東濃地区の2ヶ所に設置。 破綻先・実質破綻先の大半の顧客交渉を営業店に代り、管理課直轄に変更。 (14年4月)</p>
マーケットリスク	<p>[規定・基本方針] 13年 9月 市場リスク管理規程に名称変更以前、12年4月制定「マーケットリスク管理運営ルール」</p>	<p>マーケットリスクに対し半期毎に資本配分額を見直し(14年上期 70億円) マーケットリスク月報(14年5月様式変更:有価証券保有区分別の損益把握のため)により、ALM委員会・取締役会に報告</p>

		平成13年度以降の改善等の状況
	<p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理部署 市場国際部 ・モニタリング部署 総合企画部（リスク統括室） ・ALM委員会の開催 構成員：役員、総合企画部（リスク統括室）、市場国際部など 内 容：マーケットリスク・運営方針の審議 <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半期毎に銀行全体および各部門のリスク限度額ポジション限度額・損失額ガイドラインを決定 ・「マーケットリスク日報」による損益管理 期中実現損益に含み損益の増減を加味したもの ・リスク量と損益状況の報告体制の確立 日次ベース リスク管理担当役員に報告 月次ベース ALM委員会・取締役会に報告 	
流動性リスク	<p>[規定・基本方針]</p> <p>13年9月 流動性リスク管理規程に名称変更以前、12年8月制定「流動性リスク管理運営ルール」</p> <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理部署 市場国際部 ・モニタリング部署 総合企画部（リスク統括室） <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資金繰り」リスクの逼迫度に応じ、流動性リスク枠を設定。 ・「資金繰り表（資金調達可能額も反映）」を作成し、調達力を把握・管理 	<p>15年4月からの流動性預金のペイオフを睨み、流動性リスクフェーズをフェーズ2（懸念時）に設定し、「流動性リスクアクションプラン」に添った対策（コア預金の吸収増強）を実施中</p> <p>個人顧客を対象に金利優遇商品の販売資金繰り状況報告の報告先の見直し （市場国際部の作成）</p> <p>日次ベース リスク管理担当役員 役員（ALM委員会メンバー） リスク統括室</p> <p>週次ベース リスク統括室・経営陣</p> <p>月次ベース ALM委員会・取締役会</p>
カントリーリスク	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資通則にて規定 ・13年9月 信用リスク管理規程に「カントリー格付原則」を制定 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理部署 融資部・市場国際部 <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R&Iカントリーリスク調査等のデータを参考に 行内でランク付け。 ・毎年1回以上カントリー格付けを見直し 	<p>14年5月 カントリーリスクのランク付けを見直し</p>
オペレーショナルリスク (EDPリスクも含む)	<p>[規定・基本方針]</p> <p>(内部監査部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14年4月 検査規程を内部監査規程に改定 <p>(事務管理部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店内検査要領の見直し ・規程ワーキンググループによる規程・要領の整備 ・13年5月 事務リスク管理方針の制定 	<p>[事務リスク]</p> <p>規定WGによる規程・要領の整備 規程の整備完了（14年1月完了） 要領の整備・見直し（15年3月完了目処） 「役席業務確認テスト」の実施</p> <p>13年8月以降、規程内容の理解度および業務知識・検証力の向上を図るために、月1回実施（14年度以降 年6回実施予定） MTCB記録表の活用を指導</p>

		平成13年度以降の改善等の状況
	<p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理部署 事務管理部 ・モニタリング部署 内部監査部 <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査部による臨店監査 内部監査実施要領に基づく臨店監査を実施 ・指導役による臨店指導 (「指導役チェック項目」に基づく指導) 事務リスク管理のほか、人材育成・CS向上・役席のマネジメントのチェック、事務リスクに関する支店長ヒアリングを実施し、全般を指導 ・事務リスクワーキンググループのリスク管理 リスクの高い事務取扱いを抽出、その事務にかかる事務ミスの原因分析・再発防止策等を検討し、営業店を指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務ミス・苦情のほか、その対応・処理もMTCB記録表に記載・記録していくことで営業店の事務・対応能力の向上を目指す。 13年度は全店を対象に各期2回の指導実施指導役の臨店指導 「指導役チェック項目」に基づき、正確な事務処理・事務リスク管理状況・職場環境とCS向上への取組状況・事務効率化の推進への取組状況など、13年下期に全店の臨店指導を2巡実施 職場勉強会の開催 13年5月から、各店において通達・通知の徹底などを内容とする職場勉強会を導入(半期1店舗平均10回の職場勉強会開催) 事務研修の実施 ・13年10月 役席向け出納機器操作研修(対象：内勤役席) ・13年下期 テラー現金取扱研修(対象：全店のテラー・パートテラー) ・13年12月～14年3月 新端末機操作研修の実施(対象：内勤行員など) ・14年2月 事務マネジメント研修の実施(係長以上の全役席に対し「役席としての役割・使命」「事務の基本」「事務リスク管理」について研修の実施) 「事務リスク管理ポイントマニュアル」の活用を指導(13年2月制定) 預金業務とその他付随業務に関して、リスクに繋がる危険性の高い事務処理項目を中心に、役席として把握すべき管理ポイントを一覧表に纏めたもの「営業店長の点検確認事項一覧表」の活用を指導(13年2月改正) 事務リスクの高い営業店事務に着眼した項目を一覧表に纏め、周期を定め、営業店長が点検・確認を行なうもの 事務リスクワーキンググループを組成(13年4月)
	<p>[規定・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> 13年3月 コンティンジェンシープランの制定 13年4月 システム安全対策規程の制定 13年4月 システム安全対策基準の制定 13年4月 各種システムリスク管理要領の制定 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理部署 事務管理部 モニタリング部署 内部監査部 	<p>システムリスク(EDPリスク)</p> <p>システム監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・13年8月 内部監査部によるシステム監査を実施 ・14年1月 事務管理部によるアウトソーシング先を対象とした監査を実施 障害訓練の実施 コンティンジェンシープランに基づく ・全店障害訓練の実施(為替テレバック、普通預金手払等) 14年3月に3回目実施(年2回予定) ・ホストコンピュータ障害訓練の実施

		平成13年度以降の改善等の状況
	<p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部監査部によるシステム監査 <ul style="list-style-type: none"> 12年5月 システム監査チェックリスト作成 同チェックリストに基づくシステム監査を実施 14年7月 同改定 事務管理部による部内システム監査 <ul style="list-style-type: none"> 8年9月 部内システム監査要領制定 同監査要領に基づく部内システム監査を実施 13年5月 同改定 システムリスクワーキンググループによるサブシステムの管理強化 	<p>13年4月～6月 オンライン障害 MT装置障害</p> <p>13年7月～9月 回線障害 CPU障害</p> <p>13年10月～12月 コンソール障害 ハードプリンタ障害等</p> <p>14年1月～3月 ディスク障害 CPU障害 新端末回線障害</p> <p>システムリスクワーキンググループの設置 (13年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 13年 9月 本部各部のサブシステム管理状況を調査(アクセス権限、データ管理等) 13年12月 サブシステム管理項目と管理責任者などを明確化 13年12月 データ漏洩、コンピュータウイルス対策のため、ネットワーク利用要領に沿ったセキュリティ強化策を徹底(FDの使用・管理方法等) 14年 1月 本部各部システムの障害発生時の報告ルールを明確化 14年 3月 本部各部システムのリスク管理帳票(フロッピー台帳等)を作成
法務リスク	<p>[規定・基本方針]</p> <p>11年 4月 リーガルチェック規程の制定</p> <p>12年 1月 コンプライアンス規程の制定</p> <p>12年 1月 コンプライアンス・マニュアルの制定</p> <p>12年 1月 コンプライアンス・プログラムの制定 (以降、毎年見直し作成)</p> <p>12年 7月 取締役コンプライアンス規程の制定</p> <p>12年10月 不祥事件処理規程の制定</p> <p>13年12月 文書作成時のリーガル細則の制定</p> <p>[体制・リスク管理部署]</p> <p>リスク管理部署 内部監査部</p> <p>10年 9月 全部店にコンプライアンス担当者を配置</p> <p>12年 1月 「コンプライアンス・マニュアル」に取締役、統括部署、業務部署、職員間の報告・相談・チェック体制を明確化</p> <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> リーガルチェックの実施により、各種業務の法的整合性を検証 コンプライアンス・モニタリングの実施により全部店の法令等の遵守状況や態勢を把握(年4回の状況チェック・年2回の自己チェック) 内部監査部(法務倫理課)の臨店検査によりコンプライアンスに関する職場研修の実施状況および管理状況をチェック 	<p>経営トップ(頭取・副頭取)によるコンプライアンス遵守のための行内活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 頭取 <ul style="list-style-type: none"> 13年 4月 入行式訓示 13年 4月 全店長会議訓示 13年 6月 全店長会議訓示 14年 1月 年頭訓示 副頭取 <ul style="list-style-type: none"> 13年10月 全店長会議訓示 14年1月～ コンプライアンス勉強会開催 11ブロック会場(融資・預金関係等) <p>「コンプライアンス・シグナル」の発行 コンプライアンスに関する具体的な事例集を発行・全部室店に配布</p> <p>コンプライアンス・モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス状況チェック (13年4月、7月、10月および14年1月実施) コンプライアンス自己チェック (13年6月、12月実施) コンプライアンス研修の実施 10年11月以降 職場研修を毎月実施 13年 9月 取締役研修 13年 9月 部店長研修 13年10月 パートテラー研修 13年11月 支店長研修

		平成13年度以降の改善等の状況
	<ul style="list-style-type: none"> 研修・教育の強化によるリーガルマインドの向上 特に、職場研修は全室部店で同一テーマ（内部監査部指示）で毎月実施 	<p>コンプライアンスに関する臨店指導開始 （13年11月から開始）</p> <p>13年下期 14店舗実施 14年6月迄 8店舗実施</p> <p>14年度コンプライアンス・プログラムを策定（14年3月）</p>
レピュテーション リスク	<p>[規定・基本方針]</p> <p>13年6月「情報管理規程」の制定 14年7月「レピュテーションリスク管理規程」の制定</p> <p>[体制・リスク管理部署]</p> <p>リスク管理部署 総合企画部(リスク統括室) サービスセンター</p> <p>[リスク管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> 行内各部からの情報収集の徹底 苦情・トラブル発生時に迅速・的確に対応するため、窓口をサービスセンターに一本化（対応・再発防止策などを経営会議に報告） 	<p>頭取が当行主催の経済講演会等で当行の業況・今後の経営スタンス等を説明 （13年7月、8月）</p> <p>ミニディスクロージャー誌の発行 （13年7・12月）</p> <p>ディスクロージャー誌の発行と役員および支店長による主要顧客への配布・内容説明 （13年7・12月）</p> <p>積極的なプレスリリースの実施 （新商品・営業活動など）</p> <p>13年度上期 リリース 26件実施 13年度下期 リリース 26件実施 14年6月迄 リリース 16件実施</p>

(2) 資産運用にかかる決裁権限の状況

イ. 資産運用の基本方針

資産運用につきましては、中期経営計画において、中長期の運用・調達方針を決定し、その方針に基づき、半期毎の貸出・有価証券運用等の運営方針・運用額等を経営会議において決定し、総合予算として運営・管理しております。

ロ. 貸出運用について

(イ) 貸出運用の基本方針

貸出の基本原則である安全性、収益性、成長性、流動性、公共性に則り、当行では「融資通則」で貸出業務の運営について定めております。

また、大口信用供与規制とは別に、平成13年11月には「信用リスク管理規程」に基づく与信上限規程を制定し、信用格付毎のリミットを設定することで、与信集中リスクを管理強化するとともに、要監視業種の基準を明確にし、特定業種への与信集中をモニタリングする体制としております。

(ロ) 貸出案件の決裁権限

A. 本部の決裁権限

有価証券投資等も含めた「投融資管理規程」に本部内決裁権限規程を定めており、本規程に基づき、審査担当部署で案件審査を行なっています。なお、決裁権限は、特定先への与信集中を回避するため総与信、新規融資、追加融資の各金額階層毎の決裁区分とし、広義のグループ名寄せを行なっています。

B. 営業店長の決裁権限

営業店長の決裁権限は、「営業店長貸出決裁権限規程」に定められており、地域の中小企業の円滑な資金繰りのため、営業店の店質と取引先の財務内容を勘案し権限額を決めています。

本部および営業店長の決裁権限は、与信判断の厳格性と効率性を考慮しながら、適宜見直しを行なっておりますが、各決裁権限の改訂はすべて経営会議で決定することとしております。

ハ. 有価証券運用について

有価証券運用につきましては、期毎の運用方針・計画を策定、ALM委員会で検討の後、経営会議で運用方針を決定し、取締役会に報告しております。

また、ALM委員会において、運用実績、金利見通しなどが報告され、資金繰り状況も勘案したうえで、運用のフォローアップを行い、今後の運用方針を見直しております。

なお、運用方針を変更する場合は、経営会議で再決定、取締役会に報告しております。

(3) 資産内容

イ．金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第3条第2項の措置後の財務内容
早期健全化法第3条第2項の措置後の財務内容および引当方針等は次のとおりです。

平成11年3月末から、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づいて査定した資産を「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」および「正常債権」に区分し、公表しております。

各開示債権の定義は以下のとおりであります。

(イ) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、和議等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれに準ずる債権であり、自己査定で破綻先および実質破綻先債務者に対する債権に相当します。

(ロ) 危険債権

債務者が経営破綻状態には陥っていないが、財務状況および経営状況が悪化し、契約に従った債権の元本回収および利息の受取が出来ない可能性の高い債権であり、自己査定で破綻懸念先債務者に対する債権に相当します。

(ハ) 要管理債権

自己査定で要注意先債務者のうち、3ヶ月以上の延滞債権及び貸出条件緩和債権に相当します。

(ニ) 正常債権

債務者の財政状況および経営成績に特に問題がないものとして、上記3区分に相当しない債権をいいます。

(図表 13)法第 3 条第 2 項の措置後の財務内容

(億円)

	13/3月末 実績(単体)	13/3月末 実績(連結)	14/3月末 実績(単体)	14/3月末 実績(連結)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	287	282	302	291
危険債権	188	188	211	211
要管理債権	122	123	133	133
正常債権	4,623	4,636	4,470	4,472

引当金の状況

(億円)

	13/3月末 実績(単体)	13/3月末 実績(連結)	14/3月末 実績(単体)	14/3月末 実績(連結)
一般貸倒引当金	35	35	41	41
個別貸倒引当金	219	216	262	254
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
貸倒引当金 計	255	252	303	296
債権売却損失引当金	3	3	-	-
特定債務者支援引当金	-	-	-	-
小 計	258	255	303	296
特別留保金	-	-	-	-
債権償却準備金	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-
合 計	258	255	303	296

ロ．銀行法 21 条に基づく開示

銀行法 21 条に基づくリスク管理債権は以下のとおりであります。

(図表 14) リスク管理債権情報(注)

(億円、%)

	13/3月末 実績(単体)	13/3月末 実績(連結)	14/3月末 実績(単体)	14/3月末 実績(連結)
破綻先債権額(A)	82	84	131	107
部分直接償却	-	-	-	-
延滞債権額(B)	391	385	380	394
3か月以上延滞債権額(C)	3	3	3	3
貸出条件緩和債権額(D)	119	120	129	129
金利減免債権	-	-	-	-
金利支払猶予債権	-	-	-	-
経営支援先に対する債権	-	-	-	-
元本返済猶予債権	119	120	129	129
その他	-	-	-	-
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	597	592	644	634
比率 (E)/総貸出	11.66	11.58	12.78	12.62

(注)全銀協の「有価証券報告書における「リスク管理債権情報」の開示について」(平成 10 年 3 月 24 日付、平 10 調々第 43 号)の定義に従うものとし、貸出条件緩和債権について複数の項目に該当するものについては最も適当と判断した項目に計上しております。

(4) 償却・引当方針

イ．基本方針

当行の保有する資産について個別の自己査定を行い、自己査定の債務者区分・資産分類などに基づき、その結果として予想される損失額を早期健全化法第3条第2項第2号の規定により、金融庁が定めるところによるほか、日本公認会計士協会の実務指針、商法および企業会計原則に照らし、監査法人との協議等に従って、期末時点における与信関連資産等が内包する信用リスクに応じた十分な水準で償却・引当を行い、資産の健全性を保持することとしております。

ロ．体制について

(イ) 算定の責任部署

A．貸出金及び貸出金に準ずる債権

一般貸倒引当金	融資部
個別貸倒引当金・特定債務者支援引当金	融資部
連結対象子会社に係る個別貸倒引当金	総合企画部
債権売却損失引当金	融資部

B．貸出金及び貸出金に準ずる債権以外の債権

有価証券	市場国際部
仮払金（貸出関連以外）	総合企画部・事務管理部
動産・不動産	人事総務部
ゴルフ会員権・買入金銭債権他	人事総務部・市場国際部

(ロ) 監査の責任部署

内部監査部は償却・引当額の算定が償却・引当基準書に沿って実施されているか監査し、その結果についての検証報告書を融資部管理課が受理し、取締役会へ報告いたします。

ハ．引当率の算定方法

(イ) 「正常先債権」の引当

正常先債権については、過去の貸倒実績率より算出しました予想損失率に基づき、今後1年間の予想損失額（期末債権額×予想損失率）を一般貸倒引当金として計上しております。予想損失率は、過去3年間の貸倒実績を基に貸倒実績率を算出し、直近期を重視のため加重平均して算定しております。

(ロ) 「要注意先債権」の引当

要注意先債権については、金融再生法における要管理先である債務者と要管理先以外の債務者に区分して貸倒引当金を計上しております。

要管理先債権については、従来担保等で保全されていない部分に対し15%を一般貸倒引当金として計上しておりましたが、平成14年3月期からは過去3年間の貸倒実績率より算出しました予想損失率に基づき、今後3年間の予想損失額の引当を実施しております。

また、要管理先以外の要注意先債権については、過去の貸倒実績率より算出しました予想損失率に基づき、今後1年間の予想損失額(期末債権額×予想損失率)を一般貸倒引当金として計上しております。

予想損失率は、過去3年間の貸倒実績を基に貸倒実績率を算出し、直近期を重視のため加重平均して算定しております。

(ハ)「破綻懸念先債権」の引当

破綻懸念先債権については、今後3年間の予想損失額(期末分類額×予想損失率)を個別貸倒引当金として計上しております。予想損失率は、過去3年間の倒産実績を基に、倒産確率を算出し、分類額に対し70%の引当てを実施しております。

(ニ)「実質破綻先債権」および「破綻先債権」の償却・引当

実質破綻先および破綻先債権については、個別債務者毎に、分類債権の全額を予想損失額として貸倒償却もしくは個別貸倒引当金として計上しております。

(ホ) 有価証券

有価証券の評価については、平成12年度から時価評価を適用しており、減損処理については、「金融商品会計に関する実務指針」により、市場価格のある有価証券は期末の時価を基準として、50%以上下回ったものは、合理的な反証がない限り、当該時価とその取得原価との差額を減損処理しております。また、30%以上下回ったものは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価とその取得原価との差額を減損処理しております。

市場価格のない株式は、実質価額が取得原価を30%以上下回ったものは、その評価差額を減損処理しております。

二．不良債権の積極的処理

平成14年度においても、自己査定をより厳格に実施し将来において損失発生が見込まれる先についての的確に引当を行うとともに、不良債権の積極的なオフバランス化につとめてまいります。

ホ．債権放棄についての考え方

当行は、債権放棄にあたっては、経済合理性だけでなく、地域金融機関としての総合的立場から、以下のような厳格な判断基準に基づき、限定的に行なうべきものと考えております。

- (イ) 当行の残存債権の回収がより確実になり、損失が最小限度に抑えられる経済合理性があること。
- (ロ) 債権放棄による財務状況の改善により、当該企業の再建が見込まれ、かつ破綻による下請け関連企業に及ぼす影響や、雇用問題等社会的な損失が回避できること。
- (ハ) 利害の対立する支援者間の合意による合理的な再建計画に基づくこと。
- (ニ) 当該企業の経営責任が明確にされ、債権放棄が社会通念上合理的と判断されること。

(図表 15)不良債権処理状況

(単体)

(億円)

	13/3月期 実績	14/3月期 実績	15/3月期 見込み
不良債権処理損失額(A)	86	51	35
個別貸倒引当金繰入額	81	50	35
貸出金償却等(C)	5	1	-
貸出金償却	2	-	-
CCPC向け債権売却損	3	1	-
協定銀行等への資産売却損(注1)	-	-	-
その他債権売却損	-	-	-
債権放棄損	-	-	-
債権売却損失引当金繰入額	-	-	-
特定債務者支援引当金繰入額	-	-	-
特定海外債権引当勘定繰入	-	-	-
一般貸倒引当金繰入額(B)	7	5	3
合計(A) + (B)	93	57	38

<参考>

貸倒引当金目的取崩による直接償却等(D)	26	7	49
グロス直接償却等(C) + (D)	31	9	49

(注1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却損。

(連結)

(億円)

	13/3月期 実績	14/3月期 実績	15/3月期 見込み
不良債権処理損失額(A)	65	53	35
個別貸倒引当金繰入額	58	50	35
貸出金償却等(C)	5	2	-
貸出金償却	2	0	-
CCPC向け債権売却損	3	1	-
協定銀行等への資産売却損(注1)	-	-	-
その他債権売却損	-	-	-
債権放棄損	-	-	-
債権売却損失引当金繰入額	-	-	-
特定債務者支援引当金繰入額	-	-	-
特定海外債権引当勘定繰入	-	-	-
一般貸倒引当金繰入額(B)	7	5	3
合計(A) + (B)	72	58	38

<参考>

貸倒引当金目的取崩による直接償却等(D)	26	7	49
グロス直接償却等(C) + (D)	31	9	49

(注1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却損。

(図表 16)不良債権償却原資

(単体)

(億円)

	13/3月期 実績	14/3月期 実績	15/3月期 見込み
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	2	30	41
国債等債券関係損益	17	8	2
株式等損益	27	2	-
不動産処分損益	0	-	-
内部留保利益	83	32	-
その他	-	-	-
合計	53	66	41

(連結)

(億円)

	13/3月期 実績	14/3月期 実績	15/3月期 見込み
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	20	32	42
国債等債券関係損益	17	8	2
株式等損益	27	2	-
不動産処分損益	0	-	-
内部留保利益	83	32	-
その他	-	-	-
合計	53	68	42

(5) 評価損益の状況と今後の処理方針

平成14年3月期においては11億円の減損処理を実施し、評価損益につきましては評価差額金として、5億円資本の部に直接計上しました。

有価証券につきましては、今後、保有株式の見直しを行い、株式残高の圧縮に努めてまいります。

(図表18) 評価損益総括表 (平成14年3月末、単体)

有価証券		(億円)			
		残高	評価損益	評価益	評価損
満期保有目的	有価証券	383	17	1	18
	債券	141	0	1	0
	株式	-	-	-	-
	その他	241	18	0	18
	金銭の信託	-	-	-	-
子会社等	有価証券	0	-	-	-
	債券	-	-	-	-
	株式	0	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	金銭の信託	-	-	-	-
その他	有価証券	593	1	11	12
	債券	374	0	1	1
	株式	137	5	6	11
	その他	81	3	3	-
	金銭の信託	-	-	-	-

その他

	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
事業用不動産(注1)	45	31	14	-	14
その他不動産	-	-	-	-	-
その他資産(注2)	-	-	0	0	0

(注1) 「土地の再評価に関する法律」に基づき事業用不動産の再評価を

(実施している) 実施時期 10 / 3 月 > ・ 実施していない

(注2) デリバティブ取引、債務保証等の偶発債務に係る損益を含む。

(図表18)評価損益総括表(平成14年3月末、連結)

有価証券 (億円)

		残高	評価損益	評価益	評価損
満期保有目的	有価証券	383	17	1	18
	債券	141	0	1	0
	株式	-	-	-	-
	その他	241	18	0	18
	金銭の信託	-	-	-	-
子会社等	有価証券	-	-	-	-
	債券	-	-	-	-
	株式	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	金銭の信託	-	-	-	-
その他	有価証券	593	1	11	12
	債券	374	0	1	1
	株式	137	5	6	11
	その他	81	3	3	-
	金銭の信託	-	-	-	-

その他

	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
事業用不動産(注1)	45	31	14	-	14
その他不動産	-	-	-	-	-
その他資産(注2)	-	-	0	0	0

(注1)「土地の再評価に関する法律」に基づき事業用不動産の再評価を

(実施している<実施時期 10 / 3 月>・実施していない)

(注2)デリバティブ取引、債務保証等の偶発債務に係る損益を含む。

(6) 金融派生商品等取引動向

金融派生商品につきましては、スワップ取引、先物取引等を行っております。これらの取引はお客様との取引やリスクヘッジ(金利上昇リスクや為替変動リスク等のヘッジ)を目的とした取引が中心です。なお、ALM委員会を中心に、金利予測等さまざまな情報を総合的に判断し、厳格なリスク管理のもと、収益確保を目的とした取引も行っております。

8. 地域経済における位置づけ

当行は、営業エリアを岐阜県（岐阜市周辺地区、西濃地区、飛騨中濃地区、東濃地区）と愛知北部および名古屋市を中心とする地域と位置づけ、地域のお客さまに積極的に金融サービスを提供し、お客さまの金融ニーズに応えることで、地域の発展に寄与する金融機関でありたいと考えております。

当行は、平成11年6月から、東海銀行（現UFJ銀行）の人的支援・業務支援を受けてまいりましたが、平成13年3月に実施しました第三者割当増資において、同行からの資本支援を仰ぎ、同行の持分法適用関連会社となりました。

今後、当行は、UFJ銀行の東海圏戦略展開の一翼を担い、同行との業務上の提携・分担、店舗ネットワーク補完の役割を務めつつ、個人・中小企業に対する円滑な資金供給を図り、地域経済の活性化に寄与してまいります。当行とUFJ銀行との店舗配置は下表のとおり重複するところが少なく、相互に補完し合うことが可能であります。

[主要営業地域における店舗配置（平成14年4月末）] (単位：店)

市町村名	当行	UFJ銀行	市町村名	当行	UFJ銀行
岐阜市	13	3	名古屋市	7	66
各務原市	2	1	一宮市	1	4
高富町	1		尾西市		1
羽島市	1		木曾川町		1
柳津町	1		祖父江町		1
岐南町	1		稲沢市		3
大垣市	1	1	津島市		1
揖斐川町	1		小牧市	1	2
穂積町	1		岩倉市	1	1
関市	1		江南市		1
美濃加茂市	1		春日井市		4
可児市	2	1	蟹江町		1
多治見市	2	1	美和町		1
中津川市	1	1	七宝町		1
瑞浪市	1		甚目寺町		1
土岐市	1		弥富町		1
恵那市	1		豊山町		1
高山市	1		西春町		1
下呂町	1		新川町		1
			西枇杷島町		1
			師勝町	1	
			清洲町	1	
			扶桑町	1	
			犬山市		1
			岡崎市	1	6
			その他		58
岐阜県計	34	8	愛知県計	14	159

(注) は店舗が重複しない市町村 出所：UFJ銀行ホームページ

(1) 地域の金融市場における融資比率等

イ. 貸出金・預金シェア（都銀を除く）

岐阜県全体での貸出金・預金シェアは 4～5%程度ですが、当行が主要営業エリアとする岐阜市、岐阜県南部、岐阜県中東濃地域および名古屋市を中心とした愛知県尾北地域の三角形地域においては、シェア10～30%超の地域もあります。

[主要営業地域の貸出金・預金シェア（平成13年9月末）] （単位：億円，%）

	市 町 村 名	当 行 店 舗 数	融 資 残 高		預 金 残 高	
			残 高	シ ェ ア	残 高	シ ェ ア
岐 阜 県	恵 那 市	1	137	17.11	155	12.69
	柳 津 町	1	61	14.19	91	13.61
	瑞 浪 市	1	75	10.52	101	7.20
	羽 島 市	1	158	9.79	203	7.85
	中 津 川 市	1	125	7.82	151	7.11
	岐 阜 市	13	1,472	6.48	1,713	5.61
	可 児 市	2	116	7.02	193	6.38
	各 務 原 市	2	160	5.13	310	6.10
	岐阜県計（注）	34	3,207	5.22	3,877	4.12
愛 知 県	清 洲 町	1	78	38.45	203	37.17
	師 勝 町	1	102	14.78	223	19.88
	扶 桑 町	1	68	13.30	147	13.80
	岩 倉 市	1	50	5.54	85	4.55

（注）岐阜県計は、表中にない岐阜県内市町村所在の店舗も含めた計数 出所：ニッキン
当行店舗数は平成14年3月末現在

ロ. 店舗・ATMネットワーク

当行の店舗ネットワークは、岐阜県内34ヶ店、愛知県内14ヶ店、三重県桑名市および東京都各1ヶ店の計50ヶ店（出張所を含む）店舗外ATM・CD（共同ATM・CD含む）は主要営業地盤を中心に、岐阜県内54ヶ所、愛知県内11ヶ所に設置しております。

また、平成11年3月に郵政事業庁とATM相互利用を開始しましたが、平成14年5月から、新たに入金業務を追加しております。これにより、お客様の利便性が格段に向上しております。

ハ. 中小企業取引

平成14年3月末の総貸出残高5,042億円の62.3%、3,146億円を中小企業向けに投入しており、第二地銀平均の60.5%を上回っております。

また、岐阜県内における信用保証協会利用状況をみても保証残高シェア6.1%と、融資残高シェア5.2%に比べて高く、当行の融資対象先が中小企業の小口先に分散化されていることを示しております。

[中小企業向け貸出残高(平成14年3月末)] (単位:億円,%)

	残 高	総融資残高に占める 中小企業向け貸出残高の 比 率
当 行	3,146	62.3
第 二 地 銀 平 均	4,831	60.5

(注) 第二地銀平均は平成13年9月末現在 出所:日本銀行金融経済統計月報

[岐阜県内における信用保証協会取扱状況(平成13年9月末)] (単位:億円,%)

当行保証付き貸出		県内保証残高		シェア	
件数	残高	件数	残高	件数	残高
7,013	434	90,197	7,005	7.77	6.19

(注) 岐阜県信用保証協会及び岐阜市信用保証協会の合算

二. 個人取引

当行は、主要営業エリアにおいて、取引先数・取引軒数とも高いシェアを確保しており、市町村の50%以上の居住世帯と取引のある地域も複数あります。

主要営業地域の個人取引先数・軒数シェア(平成13年9月末) (単位:人,世帯,%)

	人 口	個 人 取 引 先 数	シ ェ ア	世 帯 数	個 人 取 引 軒 数	シ ェ ア
岐 阜 市	403,635	101,941	25.26	147,370	69,557	47.20
羽 島 市	65,205	12,834	19.68	19,848	8,302	41.83
柳 津 町	12,636	2,547	20.16	4,555	1,559	34.23
各 務 原 市	132,614	23,728	17.89	43,785	15,406	35.19
可 児 市	93,013	12,114	13.02	30,178	7,576	25.10
恵 那 市	35,704	9,055	25.36	11,341	5,986	52.78
瑞 浪 市	42,424	5,678	13.38	13,037	3,792	29.09
中 津 川 市	54,997	10,046	18.27	18,207	6,910	37.95
岐 阜 県 内 市 町 村 計	840,228	177,943	21.17	288,321	119,088	41.30
師 勝 町	42,673	9,537	22.35	15,535	5,413	34.84
扶 桑 町	32,549	4,345	13.35	10,820	2,473	22.86
清 洲 町	19,092	8,708	45.61	6,959	4,695	67.47
愛 知 県 内 市 町 村 計	94,314	22,590	23.95	33,314	12,581	37.76

(注) 人口、世帯数は、市町村役場からヒアリング

平成14年3月末においては、総貸出残高のうち22.8%にあたる1,152億円が個人ローン残高であり、総貸出に占める比率において第二地銀平均(平成13年9月現在)並みとなっております。住宅ローンは、平成14年3月末残高が976億円となり、総貸出残高の19.3%、前年比で157億円増加し、伸び率では+19.2%となっております。

[個人ローン残高(平成14年3月末)]

(単位:億円,%)

	個人ローン		うち住宅ローン	
	残高	総貸出に占める比率	残高	総貸出に占める比率
当行	1,152	22.8	976	19.3
第二地銀平均	1,979	24.4	1,583	19.5

(注) 第二地銀平均は平成13年9月末現在

シルバー社会重視路線を推進しており、平成13年3月末現在で当行営業店のある市町村における65歳以上の人口に占める取引先数の割合は、岐阜県内は18.4%(年金振込先数は5.9%)、愛知県内は4.1%(年金振込先数は1.7%)となっており、特に岐阜県南部、東濃地域、愛知県北西部において、その比率が高くなっております。

[岐阜・愛知県内の当行営業店がある市町村におけるシルバー層の取引状況]

(平成13年3月末)

(単位:人,%)

市町村名	65歳以上人口	当行取引先	シェア	年金振込先	シェア
岐阜市	72,336	19,801	27.37	6,156	8.51
羽島市	9,866	2,281	23.12	683	6.92
高富町	3,041	812	26.70	324	10.65
岐南町	2,706	834	30.82	207	7.65
柳津町	1,735	452	26.05	420	24.21
各務原市	19,365	3,823	19.74	1,503	7.76
可児市	12,110	2,199	18.16	847	6.99
多治見市	15,527	1,491	9.60	580	3.74
土岐市	12,933	1,410	10.90	404	3.12
瑞浪市	8,716	1,282	14.71	325	3.73
恵那市	7,474	2,018	27.00	731	9.78
中津川市	11,685	2,361	20.21	765	6.55
大垣市	25,935	1,395	5.38	245	0.94
穂積町	4,011	498	12.42	188	4.69
揖斐川町	3,915	753	19.23	192	4.90
関市	11,860	1,376	11.60	380	3.20
美濃加茂市	8,290	1,104	13.32	253	3.05
高山市	13,306	1,199	9.01	293	2.20
下呂町	3,704	784	21.17	181	4.89
岐阜県内市町村計	248,515	45,873	18.46	14,677	5.91
名古屋市	346,922	9,295	2.68	3,579	1.03
岡崎市	45,704	854	1.87	185	0.40
一宮市	41,240	2,270	5.50	759	1.84
小牧市	16,529	1,113	6.73	461	2.79
岩倉市	6,045	878	14.52	376	6.22
師勝町	5,306	1,688	31.81	1,037	19.54
扶桑町	4,993	1,681	33.67	952	19.07
清洲町	2,712	1,636	60.32	913	33.67
愛知県内市町村計	469,451	19,415	4.14	8,262	1.76

ホ．地方公共団体との関わり

当行は、岐阜県などの地方公共団体等が行う、産業基盤整備および生活基盤整備等のための諸施策の実施について、融資・地方債引受などを通じて、積極的に地域づくりに協力しております。また、税金等の公金収納事務を通じて住民の皆様にご利用いただいております。

[岐阜県縁故債引受実績推移(額面ベース)] (単位：百万円，%)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
当 行	2,845	1,881	4,204	2,217	1,703
合 計	71,115	47,035	84,073	44,347	34,068
シ ェ ア	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0

[公金収納契約状況(岐阜県・愛知県，平成14年1月末)]

	指定代理	収納代理	合計
岐阜県	7市町村	岐阜県及び72市町村	岐阜県及び79市町村
愛知県	3市町	愛知県及び17市町村	愛知県及び20市町村
合計	10市町村	2県89市町村	2県99市町村

[全店の公金取扱実績(平成12年度)]

(単位：億円)

		件 数	金 額
収	納 金 合 計	974,343	872
	日 銀 歳 入 金	80,673	579
	岐 阜 県	56,919	37
	愛 知 県	27,377	21
	そ の 他 の 都 道 府 県	1,580	2
	岐 阜 市	220,701	54
	そ の 他 の 市 町 村	587,093	180

[主要営業地域の公金収納の状況(平成12年度)]

(単位：百万円)

市町村名		区 分	取扱件数	取扱金額
岐 阜 県	岐 阜 市	収納代理	220,701	5,390
	羽 島 市	"	22,979	617
	各 務 原 市	"	45,207	1,043
	可 児 市	"	31,732	1,273
	瑞 浪 市	"	8,274	185
	恵 那 市	指定代理	19,242	398
	中 津 川 市	収納代理	32,468	640
	柳 津 町	"	5,187	112
愛 知	師 勝 町	"	31,792	461
	清 洲 町	指定代理	25,504	492
	扶 桑 町	"	8,220	257

(2) 地域経済への貢献

イ. 安定的な資金供給

当行は「地域に根ざし、知恵と汗の営業に徹する」を経営理念に掲げ、徹底したフェイス・トゥー・フェイスによる付加価値付き営業を展開することで、地域の中小企業および個人のお客様の資金ニーズにお応えしております。

(イ) 中小企業等への資金提供

「スペシャルファンド」

平成13年5月から、地域の優良な中小企業向けに、戦略的融資商品「スペシャル・ファンド」の取扱を開始いたしました。

「経営安定化融資」

平成13年9月から平成14年3月まで、景況悪化により事業活動に影響を受けている地元中小企業の資金繰りの安定化をはかり、資金的に余裕を持った企業経営ができるように「経営安定化融資」として期間限定で取扱いしました。

「スピードビジネスローン」

新規取引のお客様の事業資金ニーズにスピーディーにお応えするため、平成13年9月から、「スピードビジネスローン」の取扱を開始いたしました。このローンは「無担保・第三者保証人不要・原則翌日回答」を前提としております。

(ロ) 個人ローン業務の展開

ローンの受付・相談業務の体制強化

お客様の相談ニーズに積極的にお応えするため、住宅ローンおよび各種消費者ローンに関する受付・相談業務を行うチャネルとして、岐阜市内および名古屋市内の一部の店舗にローンコーナーを設け、窓口営業時間を19時まで延長しております。

また、平成13年7月からローン申し込みの受付機能を持ったローン自動契約機を導入して非対面（無人）チャネルの来店誘致にもつとめております（現在、岐阜市内店1店舗）

平成12年11月には、預金業務に加えローンの受付・相談業務も行う、インストアブランチを集客力の高い地元商業施設内に設置いたしました（岐阜県内東濃地区 1店舗）

これにより、資金運用・調達ニーズに幅広く対応でき、お客様には利便性が高いものとなっております。平成14年度以降も、店舗ネットワーク機能の強化策として、インストアブランチの設置を検討しております。

各種ローンの創設

ライフスタイルの多様化に伴うお客様の幅広いニーズに応えるべく、各種ローンを用意してご利用いただいております。

平成13年10月には、資金使途自由、30分のスピード審査・回答するカードローン「グッドパートナーMAX100」の取扱を開始いたしました。これにより、カードローン「グッドパートナーMAX50」（平成12年11月から取扱）、フリーローン「韋駄天」（平成13年2月から取扱）の3種類が揃い、融資金額・返済方法に応じご自由にご利用いただけることになりました。

ロ．地域活性化の支援

(イ) 各種経済団体等における当行の役割

当行は、地元経済団体等の役員への就任など地域の経済諸活動に関しまして、幅広く関与しております。

[各種経済団体等への役員就任(平成14年3月末)]

団体名称	設立等	就任役員
岐阜商工会議所	明治23年設立	常議員
岐阜県ベンチャー・サポート・クラブ	平成9年設立県内ベンチャー企業の育成を目的	会計幹事
(財)岐阜県教育振興会	昭和41年設立	理事
(財)オイスカ	昭和50年設立	顧問
(更)岐阜県更生保護事業協会	昭和26年設立	常務理事
(社)岐阜県経済同友会	昭和63年設立	顧問、常任理事2名
岐阜県障害者雇用促進協会	昭和52年設立	会長
(社)岐阜県交響楽団	昭和50年設立	副理事長
(社)岐阜県経営者協会	昭和23年設立	副会長
岐阜県障害者雇用対策協議会	平成13年設立	副会長
介護支援ネットワーク協議会 ぎふ	平成12年設立	理事

(ロ) 県内の主要な第三セクター等に対する出資

当行が資金の出資、人材の派遣等を行っている、主な公的施設、第三セクター等は、以下のとおりです。

[第三セクターへの出資・人材の提供]

名称	事業内容等	支援内容
(株)ぎふ建築住宅センター	建築確認・検査・住宅性能評価	出資 1,500千円
岐阜エフエム放送(株)	放送事業	出資 6,000千円
明智鉄道(株)	鉄道	出資 500千円
(株)西三河ニューテレビ放送	放送事業	出資 2,000千円
(株)ケーブルテレビ可児	放送事業	出資 1,500千円
羽島高速鉄道高架(株)	鉄道	出資 1,464千円
(株)日本無重量総合研究所	科学技術振興	出資 5,000千円
中部国際空港(株)	空港	出資 26,000千円
長良川鉄道(株)	鉄道	出資 2,000千円
名古屋中小企業投資育成(株)	投資育成	出資 18,168千円
(株)まちづくり桑名	市街地活性化事業	出資 100千円
(財)岐阜県産業経済振興センター	産業経済調査研究・企業誘致	人材提供 1名

(ハ) 当行は、お客様の経営に役立つ情報提供とお客様同士の異業種交流を目的に、お取引先と「ぎふぎん会」を組織しております。著名な会社経営者等を招いて、お客様の経営に役立つ講演会を開催するなど、地域経済の啓蒙活動にも注力しております。

八．シルバー社会の応援

当行は地域の「シルバー社会と周辺のシルバー産業を支援すること」を業務展開の重点課題として捉え、シルバー社会対策推進室を設置、個人のお客様とシルバー関連事業者のネットワーク化(「ぎふぎんシルバーサービス・ネットワーク」を平成11年10月設立)を進めるとともに、提供するサービスの充実にもつとめてまいりました。

(イ) サービスの充実

平成13年10月から、「ぎふぎんシルバーサービス・ネットワークシステム」の事業者会員を対象に、介護報酬請求事務負担の軽減、介護事業に関する様々な情報の提供など事業展開を支援する「ぎふぎんトータルサポートシステム」を開始いたしました。

この「ぎふぎんトータルサポートシステム」は、従来のサービス(利用者負担代金回収サービス、介護報酬インターネット電子請求サービス)に、次の5つのサービスを追加いたしました。

介護保険請求事務全般をパッケージしたサービス

介護報酬ファクタリングサービス

高齢者向け住宅改修事業支援サービス

介護事業立ち上げ支援サービス

勤務医独立開業支援サービス

(ロ) 情報提供活動

「ぎふぎんシルバーサービス・ネットワークシステム」に加入されています個人会員の方に平成12年4月から、情報誌「なも」を発刊・無料配布し、シルバー層の健康、趣味など各種情報を提供しております。

(ハ) 福祉活動の支援

当行が発起人となり、シルバー関連事業者の皆様と「介護支援ネットワーク協議会ぎふ」を平成12年4月に設立いたしました。平成12年7月には、岐阜県から、特定非営利活動法人(NPO)の認証を受け、平成12年8月から、地域の介護基盤整備の調査研究や情報提供を目的に活動しております。

以 上